

第 6 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

平成27年10月23日

(平成26年度決算)

(企業局・病院局・教育委員会・人事委員会事務局)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 6 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

平成27年10月23日(金曜日)

午前9時58分開議
 午前11時15分休憩
 午前11時22分開議
 午前11時56分休憩
 午後1時1分開議
 午後2時41分休憩
 午後2時45分開議
 午後2時47分閉会

委員 坂田孝志
 委員 高木健次
 委員 緒方勇二
 委員 前田憲秀
 委員 濱田大造
 委員 山本伸裕

欠席委員(1人)

委員 浦田祐三子

委員外議員(なし)

本日の会議に付した事件

- 議案第30号 平成26年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第34号 平成26年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第37号 平成26年度熊本県育英資金等貸与特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第46号 平成26年度熊本県病院事業会計決算の認定について
- 議案第47号 平成26年度熊本県電気事業会計中小水力発電開発改良積立金の目的外使用及び決算の認定について
- 議案第48号 平成26年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について
- 議案第49号 平成26年度熊本県有料駐車場事業会計利益の処分及び決算の認定について

出席委員(11人)

委員長 吉永和世
 副委員長 淵上陽一
 委員 山本秀久
 委員 藤川隆夫
 委員 荒木章博

企業局

局長 五嶋道也
 次長兼総務経営課長 福島裕
 工務課長 武田裕之
 発電総合管理所長 中村公昭

病院局

病院事業管理者 河野靖
 総務経営課長 清原一彦
 首席審議員兼院長 濱元純一

教育委員会

教育長 田崎龍一
 教育理事 金子徳政
 総括審議員兼教育指導局長 上川幸俊
 教育総務局長 吉田勝也
 教育政策課長 田村真一
 学校人事課長 國武慎一郎
 社会教育課長 河村雅之
 文化課長 手島伸介
 施設課長 西川哲治
 高校教育課長 越猪浩樹
 政策監兼高校整備推進室長 手島和生
 義務教育課長 浦川健一郎
 特別支援教育課長 栗原和弘
 人権同和教育課長 古澤広義
 体育保健課長 平田浩一

人事委員会事務局

局長 宮 尾 尚
首席審議員兼総務課長 吉 富 寛
公務員課長 井 上 知行

事務局職員出席者
議事課課長補佐 小 夏 香
議事課主幹 黒 岩 雅 樹
議事課主幹 楨 原 俊 郎

午前9時58分開会

○吉永和世委員長 それでは、ただいまから第6回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、午前に企業局、病院局の審査を行い、午後から教育委員会と人事委員会事務局の審査を行うこととしております。

それでは、まず企業局の審査を行います。

執行部の説明を求めた後に質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、企業局長から決算概要の説明をお願いします。

五嶋企業局長、よろしく申し上げます。

○五嶋企業局長 平成26年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました「施策推進上改善または検討を要する事項等」のうち、企業局関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

企業局の個別事項としまして、報告第4の16、有明工業用水道は、依然として多量の未利用水を抱え、厳しい経営状況が続いており、地元の市町や庁内関係部局とも一層の連携を図り、着実な経営改善に努めること、という御指摘がございます。

未利用水の活用に向けましては、有明工水利用開拓推進会議を設置し、商工観光労働部はもとより、地元市町と連携した工業用水を

利用する企業の誘致活動に努めております。さらに、日々の経営努力として、地元の企業を訪問し、新規供給や増量に向けた営業活動を行っております。

依然、未利用水を抜本的に解消するには至りませんが、平成26年度から現在までに、2社の新規及び増量の給水開始ができました。一方で、水利用が減少した1社の減量もあり、差し引き1日当たり170立米の給水増加とすることができました。

また、平成28年度には、荒尾産業団地に建設中のバイオマス発電所に、1日当たり700立米の新規給水を始める予定であり、一定の経営改善につながるものと考えております。

続きまして、平成26年度の電気事業、工業用水道事業、有料駐車場事業の3事業会計の決算の概要について御説明申し上げます。

まず、電気事業でございますが、収入は14億7,000万円余、支出は15億2,300万円余で、差し引き5,300万円余の純損失となりました。前年度の1億3,800万円余の純損失と比較して8,500万円余の減少となっておりますが、これは主にダムゲートの売却数量の減などの荒瀬ダム関連費用が減少したことによるものでございます。

なお、荒瀬ダム関連費用等特別損失を除いた経常収支におきましては、1億7,500万円余の利益を計上しており、荒瀬ダム撤去資金の確保につながっております。

次に、工業用水道事業でございますが、有明、八代、苓北の3工業用水道事業合計で、収入11億3,400万円余、支出10億5,900万円余で、差し引き7,400万円余の利益を計上しております。これは会計制度の改正、中でも一般会計補助等で取得した資産について、補助金相当額を収益化することになったことが大きく影響しているところです。

3工業用水道事業を個別に見てみますと、八代は4,300万円余、苓北は1億2,100万円余の利益を確保しましたが、有明につきまして

は8,900万円余の赤字となっております。

有明、八代については、依然として多量の未利用水を抱え厳しい経営状況となっております。工業用水道事業の平成26年度末累積欠損金は48億8,000万円余になっているところです。

最後に、有料駐車場事業でございますが、収入1億1,900万円余、支出7,200万円余で、差し引き4,700万円余の純利益になりました。

県営有料駐車場は熊本市中心部に位置し、24時間営業の駐車場として利用者に定着しており、毎年度黒字を維持している中、昨年度の駐車台数は、前年度に比べまして3%以上増加となっております。

以上が決算の概要ですが、詳細につきましては次長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○吉永和世委員長 次に、監査委員から決算審査意見の概要説明をお願いします。

○松見監査委員 それでは、企業局の決算審査結果につきまして、要約して御説明申し上げます。

お手元の電気事業会計等企業局の決算審査意見書、その1ページをお願いいたします。

1ページの第2、審査の結果でございますが、全ての事業につきまして審査に付された決算諸表は、経営成績等を適正に表示しており、またおおむね適切に運営されております。

次に、少し飛びますけれども、8ページをお開きください。

8ページ、第3の審査意見でございますが、1の電気事業におきましては、5,300万円の純損失となりましたけれども、荒瀬ダム撤去関連経費等を除きますと、1億7,600万円の純利益が出ております。

今後の課題でございますが、老朽化が進む主力発電所のリニューアル工事の本格化、これが経営に与える影響等を十分注視するとともに、平成28年度から実施されることになっております小売り参入全面自由化、売電価格算定根拠、いわゆる卸規制の撤廃等、本格的な電力システム改革にも適切に対応していく必要がございます。

また、荒瀬ダム撤去に要します財政資金につきましては、今後とも撤去コストの縮減を初め、企業局全体でのさらなる経営努力により確保を図るとともに、国の支援が継続するよう求めていく必要がございます。

なお、風力発電につきましては、風況に恵まれなかったこと、また故障等によりまして停止する日数が増加したことが影響し、決算では目標供給電力量を1割程度下回りました。今後、さらに風況に合わせた運転方法等の改善などによりまして、供給電力量の確保に努める必要がございます。

2の工業用水道事業につきましては、八代及び有明の両工業用水におきまして、多くの未利用水を依然として抱えております。決算状況も、有明工業用水道事業におきましては、竜門ダム関連費用の負担が大きくて9,000万円の経常損失を計上し、全体での累積欠損金は48億9,000万円となっております。

今後とも国に対しまして、竜門ダム関係諸費の負担軽減の要望を継続的にまいりますとともに、企業立地部門や関係市町と連携し、多角的な視点から工業用水需要の拡大に努めていく必要がございます。

次に、3の有料駐車場事業におきましては、利用台数が平成24年度以降増加に転じておりまして、純利益は4,700万円を計上し、経常利益率44.8%と経営状況は極めて良好でございます。引き続き、県民が利用しやすい駐車場として、一層のサービス向上を図っていく必要がございます。

なお、指定管理者制度を平成28年度実施に向けて検討されておりますけれども、県民サービスの向上のため、十分その活用を図っていただきたいと思いますと思っております。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○吉永和世委員長 次に、企業局次長から決算資料の説明をお願いします。

○福島企業局次長 まず、定期監査の結果につきましては、企業局は指摘事項はございません。

次に、監査委員からありました決算審査意見について、その取り組み状況を御説明いたします。

1点目の電気事業会計につきましては、まず、老朽化が進む主力発電所のリニューアル工事の本格化が経営に与える影響等を十分注視するとともに、平成28年度から実施される小売参入全面自由化、売電価格算定根拠（卸規制）の撤廃等、本格的な電力システム改革にも適切に対応し、次年度以降も引き続き純利益の確保のため経費節減を含む経営努力が必要である。

また、荒瀬ダム撤去資金については、国の交付金や内部留保資金等によりおおむね確保されつつあるが、今後、撤去コストの縮減をはじめ、企業局全体で更なる経営努力等により確保を図るとともに、国の支援が継続するよう求めていく必要がある。

最後に、風力発電については、風況に応じて一定の運転ができるように改善はしているものの、風況に恵まれなかったこと、また故障等により停止する日数が増加したこと等が影響し、今期は目標供給電力量を1割程度下回っている。今後、更に、風況に合わせた運転方法の改善等により供給電力量の確保に努める必要がある、以上、3点の御意見をいただいております。

広く、発電所のリニューアル工事につつま

しては、本年度水車発電電気更新工事を発注しますとともに、関連施設の調査等を進めております。工事は多額の費用が発生しますとともに、現地工事期間は長期間発電を停止することから、収入が大きく減少いたします。これらの収支変動につきましては、更新後の固定価格買取制度への移行による収入増で対応できるものと見込んでおりますが、さらに効率的な工事の実施に努め、完成に向けて事業遂行を進めてまいります。

また、電力システムの改革への対応につきましては、局内のワーキンググループで準備を進めておりますとともに、来年度以降の売電価格につきましては、九州で電気事業を実施しております4県で連携しまして、協議を進めているところでございます。

次に、荒瀬ダム撤去についてでございますが、全国初の本格的なコンクリートダム撤去で、また河川内の難工事であり、引き続き安全や環境に配慮して着実に実施してまいります。また、撤去資金につきましては、今後も引き続き経費縮減に努めますとともに、国への継続的な支援を要請してまいります。

阿蘇車帰風力発電所につきましては、事業開始後と比べ発電量は増加傾向となっておりますが、昨年度は風況に恵まれなかったことなどによりまして、目標供給電力量を下回る結果となりました。今後も引き続き保守点検を強化し、発電機のトラブル防止に十分配慮しながら、さらに風況に合わせた運転方法の改善等の検討を続け、供給電力量の増加に努めてまいります。

2点目の工業用水道事業会計につきましては、まず、有明及び八代の両工業用水においては、昨年度と比較すると企業の設備増強等により若干、契約水量、基本使用水量が増えたものの、依然、多くの未利用水を抱えている。現状の経済情勢では大量の水を使用する企業の立地の可能性は低く、また、既存の企業の使用水量も増えない傾向にある。

このように、工業用水道事業の経営環境は、引き続き厳しい状況が続いていることから、企業立地部門や関係市町と連携し、多角的な視点から、工業用水需要の拡大に努めていく必要がある。

また、有明工業用水道事業については、引き続き国に対して、竜門ダム関連費用の負担軽減の要望を行うとともに、経営再建計画の着実な推進に努めていく必要がある、以上、2点につきまして御意見をいただいております。

御指摘のとおり、有明及び八代の両工業用水道事業は、多くの未利用水を抱えております。厳しい経営状況が続いております。工業用水の需要開拓につきましては、局長の概要説明で説明しましたとおり、有明工業用水道におきまして、来年度からバイオマス発電所への新規給水を始める予定であり、配管工事もほぼ完了しております。

しかし、依然として多量の未利用水を抱えており、今後も引き続き未利用水の解消に向け、工業用水以外の分野での活用も含め、幅広く可能性を探ってまいります。

また、有明工業用水道事業につきましては、竜門ダムの建設負担金等により多額の欠損金を計上しております。このような状況を踏まえまして、これまでも経営改善に向けて関係省庁への働きかけを行ってきております。

平成26年3月には、有明工業用水道事業の設備更新及び八代工業用水道事業の導水管耐震化工事に対しまして、国の経済対策に伴う補助金が採択されました。

本年度、国の施策等に関する提案におきまして、工業用水道施設の更新、耐震化事業への補助などを要望しているところであり、今後も引き続き粘り強く国へ支援を求めてまいります。

3点目の有料駐車場事業会計につきましては、良好な経営状況を保っているが、引き続

き、定期駐車や提携先などの需要を開拓し、安定した利用台数の確保に努めるとともに、県民が利用しやすい駐車場として一層のサービス向上を図っていく必要がある。

指定管理者制度を平成28年度実施に向け検討されているが、上記の目的を達成するため十分その活用を図られたい、との御意見をいただいております。

有料駐車場事業につきましては、昨年度の熊本城マラソンにおいて、県営有料駐車場の1階から3階の駐車スペースを、参加者の休憩場所や大会公式選手の更衣所として開放するなど、地域貢献やPR活動などに努めており、平成26年度も普通駐車や定期駐車ともに前年度をさらに上回り、今年度も前年度を上回る利用が続いております。

また、今年度指定管理者の選定作業を進めておりますが、外部有識者委員による選考委員会の意見を経て、指定管理候補者を選定し、12月県議会に指定議案を提案することとしております。よろしくお願いたします。

決算審査につきましては以上でございます。

次に、平成26年度公営企業3事業の決算概要につきまして、お手元の平成27年度決算特別委員会説明資料により御説明いたします。

1ページの電気事業会計をお願いいたします。

施設の概要でございますが、水力発電所につきましては、昭和35年に運転を開始しました市房第一発電所から、平成13年度に運転開始しました緑川第三発電所までの7つの発電所を運営しております。

水力発電の最大出力合計は、上の表の2段目の右側をごらんください。5万4,200キロワットで、これにその右側の平成17年10月から運転を開始しました阿蘇車帰の風力発電の最大出力1,500キロワットを合わせますと、最大出力合計5万5,700キロワットの事業規模となっております。

次に、発電量でございます。同じ表の下の方、平成26年度と記載された右側をごらんください。水力発電の平成26年度の目標供給電力量約1億5,900万キロワットアワーに対し供給実績は約1億5,300万キロワットアワーで、達成率は96%でした。これは緑川第一発電所のスラスト輸送冷却管損傷等により、長期間の発電停止が生じたことによるものでございます。

また、風力発電はその右側をごらんください。供給実績は約190万キロワットアワーで、前年度の77.9%となっております。

次に、2の電力料金の契約状況及び料金収入実績でございますが、九州電力と電力需給契約を2年ごとに改定しておりますが、市房第一から笠振の5つの発電所の合計で12億5,400万円余、平成25年度から固定買取制度に移行しております菊鹿と緑川第三の2つの水力発電所がそれぞれ7,000万円余、4,200万円余となっております。表には記載していませんが、合計で13億6,800万円余となっており、これは平成25年の13億1,800万円余と比較しますと、約4,900万円の増となっております。

なお、水力発電所の契約料金の1キロワットアワー相当の契約料金は、市房第一から笠振の5つの発電所につきましては、左側の表に示しております8.14円ですが、固定価格買取制度に移行しました2つの水力発電所の売電単価は、その右の表に書いてありますとおり、菊鹿発電所が25.39円、緑川第三発電所が27.14円となっております。

また、風力発電所につきましては、平成26年度の料金収入実績は3,600万円余となっており、平成25年度の4,600万円余と比較しますと1,000万円余の減となっております。

なお、風力発電につきましては、平成24年12月から固定価格買取制度に移行しており、売電単価は1キロワットアワー当たり19.03円の売電価格となっております。

資料の2ページをお願いいたします。

平成26年度の決算からは、新会計制度による決算となっております。新会計制度は、現行の企業会計原則の考え方を最大限取り入れたものとする事、次に、地方公営企業の特性等を適切に勘案するなどを配慮されたものとなっております。

本県企業局の会計に大きな影響を与えるものは、補助金等で取得しました資産の現在価格を適正に決算書へ掲示することに伴います減価償却方法の変更、並びに資本の考え方の変更に伴う企業債、補助金の表示位置の変更等があります。

このことにより、収益、費用の額や負債と資本に増減が発生することとなりました。ただし、事業そのものに大きな動きはありませんので、実質的な収支に変動はございません。

まず、(1)の収益的収支でございますが、収入が14億7,000万円余、支出が15億2,300万円余で、差し引き5,300万円余の損失を生じております。これを25年度と比較しますと、8,500万円余の損失の減少となっております。

収入におきましては、電力料が3,900万円余の増収となり、公営企業会計基準の見直しによる補助金等により取得した資産の評価方法が変更され、資本に計上されていた補助金等を収益化することになったことから、収入全体では25年度から約6,500万円の増収となっております。

一方、支出におきましては、職員給与や修繕費が減少しましたが、そのほか各種引当金の義務化等により経費がふえたことから、営業費用全体では約8,200万円の増となっております。

また、特別損失につきましては、荒瀬ダム撤去事業費や固定資産除却損が減少したことから約9,800万円の減となっており、その結果、支出全体では約2,000万円の減となっております。

おります。

3ページをお願いいたします。

(2)の欠損金処理計算書案ですが、平成26年度末の未処理欠損金5,300万円余については、任意積立金である中小水力発電開発改良積立金を取り崩すことで、欠損金の処理をしたいと考えております。

この結果、(3)積立金及び留保資金残高一覧表のとおりとなり、内部留保金は49億8,700万円余になります。なお、特定目的の積立金の目的外使用につきましては、地方公営企業法施行例第24条第2項の規定に基づきまして、議会の議決事項となっております。

次に、(4)資本的収支でございますが、資本的支出は、建設改良費が荒瀬ダム関連費用として9億8,300万円余、その他として水力発電所の設備費用に1億8,100万円余、計11億6,500万円余となっております。

また、企業債償還金が1億2,800万円余、工業用水道事業会計への貸付金が2億6,500万円余で、合計15億5,900万円余となっております。

資本的収入は、荒瀬ダムの土砂吐きゲート等の固定資産売却代金が790万円余、工業用水道事業会計からの返還金が3億6,500万円余、荒瀬ダム関連交付金が4億7,400万円余の合計8億4,800万円余となっております。不足します7億1,100万円余は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度及び過年度消費税資本的収支調整額で補填しております。

なお、過年度分損益勘定留保資金は、減価償却のように収益的収支において、現金の支出を必要としないものを費用として計上することによりまして留保されている資金でございます。今回の補填には過年度分を充てることとしております。

さらに、当年度及び過年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額は、既に資本的収支で支払っておりました消費税及び地方消費税

の還付分を補填に充てるものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

施設概要でございますが、有明工業用水道が昭和50年、八代工業用水道が昭和52年、苓北工業用水道が平成5年に営業を開始し、給水能力は3事業合わせまして、1日当たり6万8,360立米となっております。

次に、2の利用状況でございます。

有明工業用水道が、不二ライトメタル株式会社、ジャパンマリンユナイテッド株式会社有明事業所など11社に、また八代工業用水道が、YKKAP株式会社九州事業所、ヤマハ熊本プロダクツ株式会社など25社に、苓北工業用水道が、九州電力株式会社苓北発電所など2社に給水しております。

特に、有明工業用水道及び八代工業用水道の契約率は、それぞれ40.1%、34.2%であり、施設利用率ではそれぞれ27.3%、25.3%と多くの未利用水を抱えておりまして、引き続き需要開拓に努めてまいります。

次に、5ページをお願いいたします。

平成26年度決算状況でございます。

(1)の収益的収支でございますが、収入は11億3,400万円余、支出は10億5,900万円余で、差し引き7,400万円余の純利益となっております。これは地方公営企業会計制度の見直しに伴いまして、営業外収益に国庫補助金や一般会計補助金等の当該年度減価償却費相当額が長期前受金戻入として計上され、収益化したことによるものでございます。

なお、有明工業用水におきましては、依然としてダム使用権に係る減価償却費やダム管理費分担金等の竜門ダムの関係経費の負担が大きく、損失決算となっております。

次に、6ページをお願いいたします。

(2)の欠損金の状況でございます。累積欠損金の事業別内訳です。

平成26年度末で、苓北工業用水は7億5,300万円余の利益の蓄積がありますものの、有明工業用水、八代工業用水は、それぞ

れ42億800万円余、14億3,300万円余の累積欠損金があることから、工業用水道事業全体では48億8,800万円余の累積欠損金を抱えているところでございます。

次に、資本的収支でございます。

資本的支出は、建設改良費8億7,500万円余、企業債償還金3億9,000万円余、電気事業会計及び一般会計への借入金償還金3億7,700万円余など、合計17億1,400万円余となっております。

資本的収入は、長期借入金、一般会計補助金等で14億3,500万円余となっております。

不足します2億7,900万円余は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度及び過年度消費税資本的収支調整金で補填しております。

7ページの有料駐車場事業会計をお願いいたします。

1の施設概要でございますが、有料駐車場事業は、熊本市中央区安政町の県営有料駐車場が、収容台数298台、熊本市中央区新屋敷の月決めの県営第二有料駐車場が、収容台数37台の合計335台の事業規模で運営しております。

次に、2の駐車台数及び料金収入の実績でございますが、普通駐車場の平成26年度の利用台数は10万9,000台余で、前年度実績を2,000台余上回っているものの、料金収入は120万円余下回っております。これは端数処理の関係で、消費税増税分を普通駐車料金に転嫁できなかったことによるものでございます。

また、定期駐車場の利用台数は7万9,000台余で、前年度を4,400台余上回るとともに、料金収入も120万円ほど上回っております。

全体的には、利用台数が近年は減少傾向にありましたが、普通駐車場が23年度以降平成26年度の対前年度比増加となっており、減少傾向は歯どめがかかっている状況となっております。

8ページをお願いいたします。

平成26年度決算の状況でございます。

(1)の収益的収支でございますが、収入が1億1,900万円余、支出は7,200万円余で、4,700万円余の純利益となっております。

9ページをお願いいたします。

(2)剰余金処分計算書案でございますが、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を得るものでございます。

平成26年度末処分利益剰余金5,169万1,000円余を、処分案に示してありますように1,000円未満を除き、建設改良積立金に積み立てることで処分したいと考えております。この処分案を御承認いただきますと、(3)の積立金及び留保資金残高一覧のとおりとなり、内部留保金は9億4,000万円余となります。

次に、資本的収支でございますが、資本的収支は建設改良費80万円余となっております。資本的収入はございませんので、80万円余は過年度分損益勘定留保資金及び当該年度消費税資本的収支調整額で補填しております。

以上が平成26年度決算の概要でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○吉永和世委員長 以上で企業局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○前田憲秀委員 説明ありがとうございます。説明いただいた1ページの風力発電についてちょっとお尋ねをしたいんですけど、車帰の収入が前年度より1,000万ほどマイナスということだったんですが、これは固定資産の買い取り価格、そういうのが影響してのことなんでしょうか、そこをちょっとお尋ねします。

○福島企業局次長 この減少につきましては、先ほど御説明しました風況が前年よりも

発電には向かなかつたこと、及び若干機械トラブルがありまして、発電休止する期間がございましたことによる減少でございます。

○前田憲秀委員 飛行機で熊本に帰ってくるときによく風力発電を見るんですけど、確かに俵山のほうはがらがら回っているんですけど、こっちは回っていない、そのとおりなんですね。風、風況が悪いということなんですね。

○福島企業局次長 委員おっしゃるとおり、若干地形の問題もございまして、俵山のほうとはちょっと風況が違っておりますし、切り立ったところにあるものですから、何と申しますか、突発的な風が吹いたりして機械のトラブルを招くこともございます。

以上でございます。

○前田憲秀委員 わかりました。風力発電の設備自体は耐用年数もそんなに長くなって、また機械の更新なんかも非常にタイミング的にはいろいろ検討も必要なこともあるんじゃないかなと思いますので、そこは慎重にやっていただきたいと思います。

あと1点いいですか。

○吉永和世委員長 どうぞ。

○前田憲秀委員 駐車場の件でお尋ねをしたいんですけど、7ページで2番のところの収入の御説明であった普通駐車場の減少額のところを、もう1回御説明いただいていた方がいいですか。消費税でうんぬんかなんかの御説明がありましたですか。

○福島企業局次長 普通駐車場の平成26年度の利用台数が下回ってるので、料金収入が120万円余下回っておりますのは、端数処理の関係で、消費税増税分を普通駐車料金に転嫁で

きなかつたことによるものでございます。若干の端数の関係でちょっと転嫁できない分があったということでございます。台数は全体的には増加傾向にあっていました。

○前田憲秀委員 それは税込みでしているから、消費税の分は多く差し引かないといけないということなんですね。

○福島企業局次長 駐車料金は10円単位といえますか、丸くする必要がございますので、上に丸めればふえることになりまして、下に丸めればちょっと減ることになりますけども、県民サービスのこともございまして、8%という中途半端な数字といえますか、の関係で端数が出るものから、下のほうに丸めたということになります。また、今度10%になれば、そこで料金改定を行うことになろうかと思えます。

以上でございます。

○前田憲秀委員 済みません。私が聞いているのは、台数がふえているのに端数では減っているというのは、いわゆる今まで税込みで、5%の消費税を消費税の収入とする、それも8%と計算するから実質の取り分が少なくなったという意味なんですかね。

○五嶋企業局長 駐車場の料金の場合は、当然消費税込みで収入いたします。この決算の場合は、消費税分は支払った後ですので、その分が料金から抜けております。だから、結果的に消費税分を今まで5%で納めていたのが、8%分納める形になりますので、料金収入は仮にイコールだとすれば、その分何といえますか、いただく料金は一緒であっても、企業局に残る金はその分減ることになります。その関係で、台数はふえたんだけど、料金収入は減りましたということでございます。

○前田憲秀委員 ですから私が言ったとおりですよね。ということですよ。駐車場に関係して、先ほど監査委員のお話もあったんですけど、指定管理者に移行ということで、非常にこの駐車場の決算状況を見れば、優良企業の数字じゃないかなと思うんですね。留保金の金額がそのまま残っている状態ですので、さまざまこれから議論もあるんでしょうけども、ほかの指定管理と同じようなイメージで考えていいんですかね、その県営というのが残るとか、そういったところまでは何かあるんでしょうか。

私が言いたいのは、指定管理者にして県としてメリットがきちんと残るのかということですね。今の状態で十分利益が出ている、企業局の中でも利益も大事なものじゃないのかなと思うんですけども。

○福島企業局次長 委員御指摘のありました駐車場につきましては、指定管理者導入後も県営駐車場という名称のまま残ります。指定管理者にではなぜするのかというのは、監査委員のほうからの指摘にもございましたけども、民間の経営ノウハウ、駐車場の経営ノウハウを導入することによりまして、県民の利用のサービスの向上を図ることが主な目的でございます。

正直今のままだでも利益が上がっているからいいんじゃないかというのはありますけども、県でするよりも、実際民間でやっておられる事業者の方に指定管理となって運営してもらうことにより、先ほど言いましたサービス向上を一番の目的としております。

以上でございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。そこら辺の議論は私も十分理解しておりますので、指定管理者にいったからといって、今までの収益構造というか県としての利益が損な

われるようなことがないように、十分にそこは議論をして指定管理者への移行の話し合いを進めていただきたいというふうに、要望させていただきます。

以上です。

○吉永和世委員長 今のは大事な部分だと思いますので、収入が減らないようにしっかりとやっていただきたいと思います。ほかに。

○坂田孝志委員 よろしいですか。今消費税の話出ましたけど、初歩的なことで、法人であって、法人事業だとか、そういう税金はかかるわけですか。公営企業だからかからないのかなと思ったんですが、お願いします。

○福島企業局次長 公営企業といいますが、熊本県ですので、法人関係税のほうはかかりません。

○坂田孝志委員 消費税分だけを支払うということになるんですか。

○福島企業局次長 消費税につきましては、これは別に公営企業会計は消費税ということでおさえますけども、一般会計でも支払いの中に当然消費税分は入っておりますので、とにかく支出関係には消費税は入ります。企業局が納めますのは、収入の分に含まれる消費税分を支払うということになります。

○坂田孝志委員 要するに、内部留保だとか、そういうのには全くかからないわけですね、収益分に対してはですね。

○五嶋企業局長 公営企業ですので、何といいますか、利益が出ていますけれども、それについて税はかかりません。かかりますのは、一般的に消費税、物を買いますと消費税払いますけれども、例えば先ほどの駐車場で

言いますと、駐車場料金には消費税も入っています。それを、いただいた分を消費税として国のほうに納めるといふ形になります。

○坂田孝志委員 わかりました。

ちょっと違う観点から。工業用水だとか電気事業、厳しい内容と、累積債務も非常に多いと。そういう中でのそれを踏まえての経営改善策といいますか、収支補填、あるいはその他何か事業に取り組まれる予定、そういうところをどういうふうにするか確保しようかと、考えをお聞きしたいなと思います。

○福島企業局次長 まず、電気事業会計につきましては若干先ほど御説明しましたけども、リニューアル工事のほうを行いまして、現在8.14円で九州電力のほうに売電しておりますけども、これは固定価格買取制度のほうに移行しまして、高い収益を上げるようにしていきたいと思っております。工事費分については、固定価格制度に移行したことによる増収分によりまして、賄える予定となっております。

悩ましいのが工業用水関係でございます。苓北のほうは黒字になっておりますけども、有明と八代のほうが赤字の状態ということで、特に有明のほうにつきまして竜門ダムの建設関係の負担金ですね、これが毎年4億6,000万ほどございまして、これがほとんど赤字といいますか、欠損の原因となっております。

これにつきましては先ほども申しましたけども、なかなか新規企業を持ってくるというのは厳しい状況でございますけども、沿線企業の地下水から現在取っている分を工業用水に転用しないかとか、あるいは上水道を利用して企業に安い工業用水を使っただけはないかということで、企業を訪問しながら少しでも増量に努めていきたいと思っております。

有明につきましては、企業債の償還がもうしばらくすると終了しますので、それから若干よくなるのかなとは思っております。

以上でございます。

○坂田孝志委員 その分野での努力はさらに続けてもらいたいと思います。新たな分野ですね、新規事業で新たに収入を確保、そういうようなお考えはお持ちなのでしょうかなと思っております。

○五嶋企業局長 今、有明工業用水道につきましては、長洲と名石浜の工業団地、それから荒尾の産業団地と鉄工団地のほうに今給水しておりますけども、新たに給水ができるかということ、今既存の……

○坂田孝志委員 いや、もっと具体的によいか。そういう工業用水だとか電気事業とか、そういうことじゃなくて、新たな分野を何か立ち上げて、そこに新たな収入を求めるといふようなお考えはお持ちなのでしょうかなということ。随分今までやってきとられますけど、累積債務も随分ふえていますから、非常に厳しいと思うんですよ、40何億もあって。ただ、ほかの手段は、例えば太陽光のあのときは、太陽光は考えられましたか。今じゃ遅いけど、太陽光はもう。

○五嶋企業局長 太陽光につきましては、これは何というんでしょうか、この近くに発電総合管理所ございますけども、そこには既に――大規模なものではございませんけれども、所内の電力を賄うとか、あるいは売電するという形ではやっております、屋根の上のほうですね。

新たな事業についてということでございますけれども、先ほど次長のほうから申し上げましたけれども、電気事業につきましては8.14円で売電しておりますけれども、これが今

リニューアル工事、今年度から取り組みますけれども、平成31～32年度に大体完成する予定でございます。

完成すれば、先ほど言いました固定価格買取制度のほうに移行しまして、24円で売電できますので、大体収入が3倍程度入ってまいります。それで試算いたしますと、大体年間で10数億の利益が出るかなというふうに見込んでおるところでございます。

今、電気と工水と駐車場やっておりますけれども、それ以外について何かやるかということについては、現時点では考えておりません。

以上です。

○坂田孝志委員 はい、それなりの自助努力は十分多としたいと思いますが、今後採算がとれるかどうかはちょっとわからないけど、一応これだけ、今電気自動車とか、あるいは水素を使ったものとか、今後大いに私はこれは伸びると思うんですがね、新型エネルギーとして。その分を先取りした、水素ステーションとか、駐車場もあろうけど、あるいは県内のいろんな施設がありますから、用地代はほとんどかからないですよ。いろんな国の国策的な補助事業とか、いろいろそういうのを取り入れて、先ほど冒頭聞きましたように、税金はかからないわけだから、民間とえらい違うから、もうかっていいわけですから、何かそこら付近に新たな組み立てはできないものだろうかとか、こんなことを思いましたので、一応きょうはお答えは無理でしょうから、検討でもしていただいて……。

以前に、ずっと前だけど、私は言ったことがある。神戸の企業局が、がんの医療関係、やっているでしょう、六甲団地だったかな、企業局で見にいった。熊本でもぜひ熊大と提携してやるべきだと。一応おくれたが鹿児島がやった。鳥栖がやったですね。あんな何か、何というのあれ、難しいやつを思いつき

り回して放射線治療、何か少し視点を変えませんか、なかなか今だけの継続事業の延長上では、どんどんどんどんじり貧になっていくんじゃないだろうかという気がするんですよ。

ちょっと発想を変えたようなことも御検討いただければなと、こう思っておりますから、しばらく時間もかかるでしょうから、検討してみてください。局長から何かございましたら……。

○五嶋企業局長 今おっしゃったことは、まさに公営企業として何をやるべきかということにかかるとか話かなと思っています。やっぱり民間でできるものについてあえて公営企業でやるべきではなかろうと思いますので、民間でできないものについては、新たな何か取り組みを検討するということもあり得るかなというふうに思っています。

先ほど委員おっしゃったがんの例えば病院の話もあるかと思いますが、例えば公営でやっております、現に県のほうでも精神科のほうの病院局のほうでやっておりますけれども、例えば以前でいいますと結核病棟とか、あるいは不採算地区、何というか、山の中の診療所とか、そういう不採算部門について、病院について公営企業でやるというのは当然あるかと思っています。

そういったことで、公営企業ということで何をやるべきなのか、民間を補完するものとしてやるべきものを実施していくことが必要かなというふうには考えております。ただ、今のところ、具体的に何をやるというのは考えていないのが現状でございます。

○坂田孝志委員 そこまで言われるとこちらも反論したくなるけどね。県として、熊本県は環境推進立県だと、県策としてそれを広めながら、それにまた民間が一緒になって進めると。民間がやれる事業だからこっちはやら

ないよとか、そういう考えはいささかどうかな。

熊本県は水俣病ではいろいろ、環境に非常に敏感な県になっておるんですね。いろいろそのことについては執行部も力を入れておられることでしょう。そうであれば、なおさらそれを先取りして、熊本県はこれだけ自然エネルギーを多様化したそういう県なんだと、それはむしろ企業局あたりが率先して、そしてそれに後で民間が追いついてくる、そのような考え方もいいですよ。

民間ができるからあえてそういうところに公営企業がするのはどうかと、そういう考え方はいささか、それは何もでけぬごとなるもん。ほんなら駐車場なんかやめてしまえと、むしろそんなもの民間でいいじゃないか、何でするんですかと。話が矛盾しているじゃないですか。そういう考えはもう少し整理してもらってやるべきじゃなからうか。

いずれにしても、いいですから、ちょっと検討してみてください、今後のこととして。恐らくこれだけの、ガソリンがこういう状況だから、石油の状況が、そっちに自然とシフトしていきますよ。そういうのを行政側が先取りしながら、民間を誘導していくのが一つのやり方じゃなからうかなと、私はこう思いますから、検討方お願いをいたします。

○吉永和世委員長 要望ということで。

○坂田孝志委員 はい。

○五嶋企業局長 委員がおっしゃったように、例えば太陽光発電でも知事部局のほうで県民発電所としてやっている部分もございしますので、企業局と知事部局との役割分担の中で検討していきたいというふうに思っています。

それと、企業局においても既に風力発電については民間に率先してやったという実績も

ございますので、あわせて検討していきたいというふうに思っております。

○山本秀久委員 局長には前ちょっと話して聞いたけど、もういっちょ聞きたいところがある。いいですか。

企業局は今大変厳しい経営状況をやっているもんだから、その中で新規の企業立地に対する補助金の制度ができたんじゃないかと思うがな。新規でできていないの、そういうのは。

○五嶋企業局長 企業の立地に関して、商工のほうの企業立地のほうの補助金はあると思いますが、企業局に関係します中では、工業用水道事業につきまして、製造業について新たに立地した場合には、工業用水道の料金に対する補助、10年間ですね、例えば有明工業用水道でいいますと、前半の7年間を100%補助、あとの3年間を50%補助ということをやっています。

です。今有明工業用水道50円の単価でございすけれども、10年間にならしますと7円50銭という形になります。そういう補助制度を商工のほうで設けていただいております。

○山本秀久委員 商工関係だけ。商工関係に関連するわけ。

○五嶋企業局長 企業局と商工との協議の中で、いかにして水を使う企業を誘致するかということで、補助制度自体は商工のほうで制度化していただいたものでございます。

○山本秀久委員 だから、そういう状態なら所内の、地元の市町村とか、それにあまたちの企業局の中の内部的な吟味の会議の機会というのは、そういう連携の機会というのは大方設けているわけ。

○五嶋企業局長 先ほど次長のほうの説明にもあったかと思いますが、県では商工観光労働部と企業局、それと有明におきましては長洲町と荒尾市、この4者で需要開拓推進会議というのを設けて、いろいろ協議をやっているところでございます。

○山本秀久委員 定期的にそういう連携をいつも保っているわけだね、物事を進める場合。

○五嶋企業局長 連携しながら対応しているところでございます。

○吉永和世委員長 よろしいですか。ほかに。

○濱田大造委員 また戻って申しわけないんですけど、工業用水で4ページで2点ほど質問なんですけど、今局長の話でも出たんですけど、料金が50円と35円の2本立てで来ている理由をもうちょっと詳しく知りたいのと、あと4ページの契約率なんですけど、芦北以外はちょっと極端に少なくなっているかな。

○吉永和世委員長 苓北ですね。

○濱田大造委員 苓北。苓北以外は非常に低くなっていると。採算分岐点というのは何%ぐらいというふうに考えればいいのか。

その2点、ちょっと教えてください。

○福島企業局次長 料金につきましてはそれぞれ経緯がございますけども、収支が厳しいもんですから上げてきて、落ちついたところがそれぞれ有明で50円、八代で35円ということで、これを上げると逆にまた企業の水の利用量が減るかもしれません。この金額でちょうど今均衡しているといいますか、そういう

形で最近では50円、35円で固定した状態になっています。

あとは、2点目の契約率の問題ですけども、正確にどれぐらいというのはあれなんですけども、8割近くあれば、80%近くあれば採算がとれる状況じゃないかなと思っております。

有明、八代工業用水道につきましては、県といいますか、知事部局のほうで昭和39年に策定しました新産業都市計画に基づきまして、工業団地をつくるというところから始まって、それにいかに水を供給するかということで、この水の部門を企業局で担ったということになるもんですから、ここで確かに工業用水道は厳しいというところはございますけども、一方、先ほど言いました工業団地関係には、水があるということで企業が立地している実態がございますので、トータルで見て、熊本県にとってどうだったのかなというのは、私どものほうは考えております。

○濱田大造委員 竜門ダムの負担金が多いということでしたけども、これは当初は返していけるだろうという見通しで負担金も応じたと思うんですけど、49億円の負債ですね、累積欠損金ですか、このくらいの状態で来年度以降も安定していくのかなと。減る見込みとか、その辺ちょっと教えてください。

○福島企業局次長 竜門ダム負担金につきましては、当初の計画では建設費が470億円で、県の負担金としましては約57億のところでは実はスタートいたしました。実際でき上がってみると、建設費が1,810億円、負担金が246億円ということで、負担金が4.3倍ほどにふえてしましまして、これが先ほど言いました有明工業用水の大きな、言葉は悪いですが、足かせみたいな形になっているところでございます。

今後、どういう状況で続くかということに

つきましては、私どもとしては需要開拓と言いますか、新規企業の開拓もしたいですし、既存の企業に増量等もお願いして、少しでもよくなるように努力してまいりたいと考えております。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

○藤川隆夫委員 よかですか委員長。一番最初に戻りますけど、風力発電の件なんですけど、動き出して約10年。その中で、最初の計画からずっと下回ってきていると思います。逆に言うと、減価償却費を含めてこれから先の見通しというのはどうなっているのか、どれぐらいのずれが出てきているのか、最初の見込みと。

○五嶋企業局長 風力発電につきましては、大変御心配おかけしております。平成17年度から委員がおっしゃるように赤字で来ています。平成24年の12月に固定価格買取制度FITに移行しました。単価も10円が19円と約2倍になっておりまして、平成25年度から黒字を出しております。ちなみに、平成25年度で1,700万程度、それから26年度で470万という形で、何とか黒字が出てきているかなというふうに考えております。

今後の見通しでございませけれども、ざっとした数字でございませけれども、費用が大体3,000万程度かかります。そのうち1,500万ぐらいが減価償却費でございませ。ですので、極端に言いますと、1,500万確保すれば何というんですか、運転している中で赤字は出ないという状況でございませ。

25年度が収入が一番金額的に大きいんですけども、このときに4,600万ほどございませるので、FITに移行して大分経営的には楽になったかなというふうに思っております。平成17年に稼働ですので、FIT期間が平成37年まではその単価で参りますので、順調に

いけば、壊れたりとかなんかなければ、平成37年までの間には、これまで投資した費用については回収できるかなというふうに思っております。

○藤川隆夫委員 最初の見通しは10年ぐらいだったですかね、確か。それで、逆に言うと、37年ということは10年間余分に延びているという考え方ですね。その中で、先ほど前田委員もおっしゃったように、機器の整備だとか、あるいは先ほどおっしゃったように壊れたときどうするかとか、当然これから出てくると思いますけど、立地条件が余りいいわけではないようなので、最初これを設置するに当たってはきちっと調査をされて、それなりの風が吹くということとされていると思いますけど……。

最初に聞いたときはどうも高さが違うみたいな話があって、今の高さよりももっと上のほうが安定した風が流れているみたいな話もあって、そういう中で今いろんな形で問題起きているというふうに思うんですけど、機器の整備とかなんかがもし来たときには、本当にそれをそのまま続けるのか、逆に言うと、風力発電をそこじゃなくて違うところでやるのか、そういうふうなところまで逆に言うと考えとかなないと、恐らくこれはそのままいけばもっと減価償却含めて延びる可能性がありますので、そこも頭の中に入れとってもらえればというふうに思います。

だから今言ったように、やめるのか、あるいは続けるんだったら違う場所でやるのか、その付近も含めて考えていただければと思います。

○吉永和世委員長 いいですか。要望ですか。

○藤川隆夫委員 要望でいいです。

○吉永和世委員長 要望ということで。

○緒方勇二委員 水力のことでお尋ねしますが、リニューアルをしてF I Tのほうが買い取り価格があって、15億ほど収益が上がるというようなお話でよかったですかね。

○五嶋企業局長 先ほど申しあげました単価が、現在8.14円で売電していますけど、これがF I T移行になりますと24円で売電いたします。それで計算いたしますと、起債の元利償還等も含めた上で、大体10数億ぐらいの利益は出るかなというふうに思っております。

○緒方勇二委員 最近、電力の自由化の問題よく聞くんですが、例えばこれは有明の工水にしたって、バイオマス発電のところに送水されるわけですね。そういうところは、多分電力の自由化でそういう道を選ばれるのかなとも思うんですが、公営企業として将来はどう考えておられるんですか。それとも、九電にF I Tの買い取りできっちりそこをやっていく姿がいいものなのか、それとも電力の自由化でいろいろ模索をされるおつもりが将来的にあられるのか、その辺の心づもりをお聞かせ願えればと思いますけど……。

○五嶋企業局長 F I T期間が20年はございますので、20年間は安定的に収益は図れるかなというふうには思っております。ただ、20年後、ではそのときの売電単価がどうなるのかというのは今の段階ではわかりませんが、そういう動きも見ながら検討していくことになるかなというふうには思っております。

○吉永和世委員長 ほかに何かありますか。

○山本伸裕委員 ちょっと議論をお伺いして

いて、私平成23年の工業用水に係る議論をちょっと見ていたんですけど、あまりそのときの議論から進んでいないなという気がしているんですよ。

それで、国の産業政策の中で過大に工業用水問題がつくられてしまったという問題があって、国の政策としても工業用水のあり方についての提言というのが、4回ぐらいの報告書の中にまとめられとって、それで身の丈に合わせた事業の構造改革が図られるように、政策資源の重点投入を行うというようなことで、国の負担金の問題なんかでも、ダムオリというんですか、そういったことでの支援を行っていくような検討の方向が出ているわけですよ。

そういったことに対しての県の、これからどういうふうに事業を改善していくのかというふうなことについて、国に対しての支援を具体的に求めてきたのかどうかということについて、ちょっとお尋ねしたいんですけど。

○福島企業局次長 委員おっしゃったとおり、ダムの負担金が有明工水に関しては非常に多いものですから、国のほうに対して財政支援のほうを毎年度要望しているところでございます。

○山本伸裕委員 はい、いいです。

○吉永和世委員長 ありませんか。

○高木健次委員 先ほどから出ています駐車場の問題ですけど、近年非常に良好な運営ということで、3%の車の伸びですよ。これは、分析はどうすればいいんですか。環境が変わったとか企業努力、また料金がほかの近隣の駐車場に比べれば安いとか、その辺の根拠というものは何かあるんですか。

○福島企業局次長 はっきりと利用者のほう

に、別にアンケートをとっておるわけではございませんけれども、昨年、平成26年度の伸びは、県民百貨店のほうが閉店した関係で、あちらの利用者のほうがこちらといたしますか、上・下通側のほうにちょっと移ってきたんではないかというふうな予想はしております。

○高木健次委員 周辺の環境が変化したりとか、そういうのが影響するのかなという感じがしますが、だから、もうかっている、非常に増車になったといえども、やっぱり流動的なこれは数字ですよ。それはしっかりこれからも状況を分析しながら対処していただきたいなと思っております。

○吉永和世委員長 要望ですね。ほかに。

○濱田大造委員 2ページに戻るんですけど、ダムが発電についてちょっとお尋ねなんですけど、荒瀬ダムが発電しなくなって撤去の最中なんですけど、荒瀬ダムがダムの中で一番の稼ぎ頭だったと、多い年で1億円ぐらい純利益が出ていて、それがなくなったというのは非常に大きい影響が出てくると思うんですけど、企業局最大の稼ぎ頭のダムがなくなって、今職員数が50人ということ……。

今撤去の最中で、職員数もそんなに変わっていないんだと思うんですけど、将来的にどういう事業で穴埋めしていくのかとか、そういう具体的なもの今あるのかどうか教えてください。

○福島企業局次長 荒瀬関係で職員数が——土木職関係ですね、こちらがふえているのは事実でございます。穴埋めといいますか、事業に必要な——事業といいますか、企業局の経営していくのに必要な人数を、これから先も確保していきたいとは考えております。

○濱田大造委員 そしたら1億円ぐらい稼いでいた荒瀬ダムがなくなっても、特に大問題ということではないと考えていいんですかね。

○福島企業局次長 荒瀬ダムの撤去につきましては、議会のほうでも十分御議論いただきまして、執行部のほうも検討いたしまして、国のほうの御支援もいただきながら、撤去費用については確保できる見込みとなりましたことから、撤去に着手したところでございます。

○吉永和世委員長 いいですか。ほかにありますか。

なければ、これで企業局の審査を終了します。

ここで、説明員の入れかえのため、11時20分まで休憩をいたします。

午前11時15分休憩

午前11時22分再開

○吉永和世委員長 委員会を再開します。

これより病院局の審査を行います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いします。

それでは、病院事業管理者から決算概要の説明をお願いします。

○河野病院事業管理者 病院事業管理者の河野でございます。本日はどうぞよろしく御願いいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

病院局こころの医療センターの運営に当たりましては、かねてから御指導、御支援をいただき、厚く御礼を申し上げます。

病院の運営状況及び決算状況の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員長報告に

における施策推進上改善または検討を要する事項等につきましては、御指摘等ありませんでしたので、ここに御報告いたします。

それでは、最初に、当院の運営状況でございます。

こころの医療センターの入院患者数は現在120名前後、それから外来患者数は1日平均90名程度で推移いたしております。県内には、公立、民間を合わせて46の精神科病院があり、全体の入院患者数は約8,000名となっております。

当院といたしましては、県立の病院として、犯罪で法に触れた患者や薬物中毒患者の受け入れなど、県内精神科医療のセーフティネット機能の役割を果たしながら、社会の新たなニーズへも対応する政策医療を打ち出し、推進しているところであります。

具体的には、まず、児童・思春期医療の取り組みです。

既に平成24年度から、児童・思春期専門の外来診療を開始しておりまして、受診患者の数も年々増加している状況にあります。現在、平成29年度の児童・思春期の入院施設の開設に向けて、院内にプロジェクトチームを設置し施設計画を取りまとめておりまして、その後、開設に向けた準備に取り組むこととしております。発達障害など社会的な問題に対応できますよう、しっかりと取り組んでまいります。

それから2番目は、患者の地域生活移行の支援です。

平成26年4月に、院内に地域生活支援室を設置いたしまして、医師、看護師、精神保健福祉士など、多職種の医療スタッフが連携して、きめ細やかな訪問支援や相談対応を行うことにより、退院後の地域生活が継続できますよう、支援していく取り組みを進めております。

次に、平成26年度の決算状況について、概略を申し上げます。

総収益16億1,400万円余に対しまして、総費用16億1,200万円余で、100万円余の黒字となっております。

一般会計からの繰入金につきましては、平成25年度から平成29年度までを計画期間といたします第2次中期経営計画において、一般会計からの繰入金に過度に依存することがない効率的な運営を行っていくということにして、一定の削減を行った繰入金の額を維持しているところでございます。

今後とも県立病院として期待されている役割を果たすとともに、収益の確保を図りながら、安定的な経営に努めてまいります。

以上が病院運営及び決算状況の概要ですが、詳細につきましては後ほど総務経営課長から説明させますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

○吉永和世委員長 次に、監査委員から、決算審査意見の概要説明をお願いします。

○松見監査委員 それでは、病院局の決算審査結果につきまして御説明申し上げます。

お手元の病院事業会計の決算審査意見書、これの1ページをお開きください。

1ページの第2、審査の結果でございますが、病院事業会計につきましては、審査に付されました決算諸表は、経営成績等を適正に表示しており、またおおむね適切に運営されております。

続いて、2ページ以降には、病院事業の経営成績について記載しております。

3ページの表をごらんいただきたいと思っております。

総収益は16億1,400万円で、前年度より3,700万円増加しております。一方、総費用は16億1,300万円となりまして、前年度より6,800万円増加しております。この結果、当年度純利益は115万円となりまして、前年度

に比べ3,100万円減少しておりますけれども、平成15年度以来引き続いて黒字となっております。

次に、ちょっと飛びますけれども、9ページをお開きいただきたいと思っております。

9ページの第3の審査意見でございますけれども、(1)の第2次中期経営計画の着実な実施についてでございます。

第2次中期経営計画に基づきまして、引き続き医業収益の増加及び経費の縮減等に取り組み、経営収支のさらなる健全化に努める必要がございます。

特に、新たな取り組みであります児童・思春期医療や患者の地域生活支援に関しましては、こころの思春期外来及び地域生活支援における実績、地域のニーズなどを踏まえまるとともに、それらの経営コストへの影響も十分考慮しながら推進を図る必要がございます。

次に、(2)の医師の確保でございますけれども、安定的な医療体制の確立を図るためには、専門性や経験に富む医師の養成、確保が重要でございますことから、引き続きまして、知事部局を初め熊本大学などと密な連携に努める必要があるということでございます。

最後に、(3)の一般会計負担金についてでございます。

一般会計負担金につきましては、財政部局との協議を踏まえ計上されているものの、現在、医業収益とほぼ同じ額の繰り入れが行われております。このため、他県の類似施設の取り組み等の分析、導入を図るなど、地方公営企業として収益構造の改善を図り、可能な限り一般会計の負担を軽減できるよう努めていく必要があるというふうに思っております。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○吉永和世委員長 次に、総務経営課長から

決算資料説明をお願いします。

○清原総務経営課長 総務経営課でございます。着座にて御説明させていただきます。

まず、本年度の監査結果公表事項についてでございますが、指摘事項はございません。今後とも適正な事務の執行に努めてまいります。

次に、ただいま松見監査委員から決算審査意見として、第2次中期経営計画の着実な実施について、医業収益の増加及び経費の縮減等に取り組み、経営収支のさらなる健全化に努めること、特に新たな取り組みである児童・思春期医療等に関しては、経営コストへの影響を十分考慮しながら推進を図ること、また医師の確保については、引き続き熊本大学等と密な連携に努めること、さらに一般会計の負担を軽減できるように努めることという御意見がございました。

まず、経営収支のさらなる健全化につきましては、引き続き医業収益の増加等に努めてまいります。

児童・思春期医療や患者の地域生活支援につきましては、経営への影響も考慮しながら県民ニーズに対応できるよう、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

医師の確保につきましては、県立病院としての役割であるセーフティーネット機能に加えまして、当院における児童・思春期医療への取り組みにつきましまして、熊本大学から大きな期待を寄せられているところでもあり、今後とも大学等との連携を図りながら、医師の確保に努めてまいります。

一般会計の負担軽減につきましては、引き続き繰入金の削減を維持するとともに、収益の増加にも努めてまいります。

続きまして、こころの医療センター運営決算の状況について説明させていただきます。

お手元の平成27年度決算特別委員会説明資料、A4の縦でございます。まず、1ペー

ジの病院の概要でございます。

平成9年4月に、富合病院から新県立こころの医療センターとして運営を開始しまして、今年度19年目となっております。

病床数は200床で、うち10床が肺結核合併症患者のための病床でございます。

医師不足等から、平成20年4月から、老人治療病棟50床については休止しております。

診療科目は、精神科など4科でございます。

設置の根拠は、精神保健福祉法により、都道府県に義務づけられているものでございます。

また、平成20年4月から地方公営企業法の全部適用を受けております。

組織は、下の図のとおりでございまして、診療部、看護部、総務経営課で、職員数は5月1日現在で91人となっております。

続きまして、2ページをお願いいたします。

運営の状況でございます。

第2次中期経営計画に基づきまして、県立病院としての役割を果たすために、医療活動に取り組んでおります。

主な取り組みの1つ目は、1のセーフティネット機能の維持・充実です。

民間病院では受け入れが難しい殺人、傷害等を犯した触法患者や覚醒剤中毒患者などの措置入院患者を、積極的に受け入れております。

患者につきましては、本年3月時点で、県全体で37人中5人を受け入れております。

受け入れ患者数は、資料として残っております平成22年度以降、年間を通じて常に当病院が1位でございます。26年度も表のとおり1月、3月は順位を譲っておりますけれども、年度全体では1位となっております。

次の(2)感染症肺結核合併症や薬物・アルコール依存症など、高度な専門性が必要な患者を受け入れております。

入院患者数は、下に記載のとおりでございます。

(3)で、民間の精神科病院等からの治療困難患者の受け入れを行っておりまして、入院患者の約64%、新規外来患者の45%が、ほかの医療機関からの依頼や紹介患者でございます。

次に、(4)の熊本県精神科救急医療システムや精神科救急情報センターにも参加し、休日、夜間における救急患者等に対応しております。

2番の新たなニーズに対応するための取り組みとして2つ上げております。

先ほど病院事業管理者の説明にございましたように、1つ目は、患者の地域生活支援の充実でございます。「入院医療中心から地域生活中心へ」という国の基本理念が示されておりますが、そのためには医療、生活支援を包括的に提供することが必要ということで、平成26年4月に地域生活支援室を設置し、医師、看護師等の多職種が連携して、きめ細かな訪問や相談で、退院後の日常生活を支援しております。

体制につきましては、3ページの上にご覧いただけますように、専従職員4人でございます。

26年度の活動状況といたしましては、④にございますように、11人の対象の患者に対して、1人週3回程度訪問し、買い物でありますとかごみ処理でありますとか、金銭、服薬の管理、年金指導などを行っております。

これにより、⑤の活動の成果の記載のとおり、入退院を繰り返している患者、長期入院患者の病状の悪化を防いで再入院を防ぐことができた、地域での受け入れが困難な患者のケースでは、関係機関や地域住民との調整を密に行って、患者の地域生活につなげたなどの成果が上がっていると考えております。

次に、新たなニーズへの対応の2つ目は、(2)にございます児童・思春期医療の積極的推進です。

発達障害を含みます児童・思春期医療につきましては、診療できる医療機関が、専門医がいなかったり、医療体制が十分に対応しきれていない状況でございますが、このため当院では、専門医師の養成を図るとともに、24年4月に児童・思春期の専門外来として、こころの思春期外来を開設いたしました。

常勤医師と非常勤医師の2名で、毎週月曜日と水曜日の午後診療を行っております。

受診者数は、平成24年度が224人でしたが、25年度622人、26年度は976人と年々増加しております。現在は、平成29年度に児童・思春期を対象とした入院施設の開設を目指しておりまして、院内プロジェクトチームを設置して、具体的な検討を行っております。

病床については、10から20床程度を想定しておりまして、今年度内に設置計画を策定する予定でございます。

民間の医療機関からは、県立病院であれば入院治療が必要な児童・思春期の患者を安心して紹介できるという声もございまして、大きい期待を受けているところでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

医療の状況でございます。

入院につきましては、県内唯一の結核合併症病床への入院患者とか外来患者の増によりまして、入院延べ人数は4万3,889人ということで、1日平均入院患者数は120.2人となっております。

入院収益は6億4,100万円余で、診療報酬単価の増でありますとか、入院患者数の増等により、平成22年度以降増収傾向を維持しております。

次に、(2)の外来の状況でございますけれども、患者の地域生活への支援でありますとか、児童・思春期医療への取り組み等にもよりまして、外来患者数は2万6,484人で、1日平均患者数は90.4人と増加しております。

外来収入も1億6,200万円余と、前年度よりふえております。

5ページをお願いいたします。

経営の状況でございますが、平成26年度決算は、四角の中の①にございますように、16億1,400万円余に対しまして総費用は16億1,200万円余で、差し引き115万5,000円の純利益となっております。

収益のうち表1でございますけれども、医業収益は8億800万円余で、入院患者、外来患者の増等により、前年度より1,900万円余の増となりました。

医業外収益は8億500万円余で、前年度より1,700万円の増となっておりますが、これは主に会計基準の見直しによりまして、病院建設時の国庫補助金を長期前受金として計上したことによるものでございます。

次に、費用でございますが、医業費用は14億8,200万円余で、2,900万円余の増となっております。これは知事部局に準じて実施しておりました給与の削減措置の終了等によるものでございます。

また、表1の、上段の表の下から3つ目、特別損失というのがありますが、4,400万円余につきましては、会計基準の見直しによりまして、6月に支給した賞与について、対象の期間が前年度となる部門を特別損失として計上したものでございます。

以上により、平成26年度の純利益は115万5,000円の黒字となりました。

なお、累積欠損金につきましては、地方公営企業の会計基準見直しによりまして、前年度に比べ大幅に減少しております。

6ページをお願いいたします。

下のほうに、(2)一般会計からの繰入状況というところがございまして、一般会計繰入金は7億7,200万円余となっております。

繰り入れにつきましては、財政再建戦略期間は終了いたしました。当分の間、一般会計からの繰入金に過度に依存することがない効率的な運営を行っていくこととしまして、削減を継続しているため、表の下段にありま

す資本的収入につきましてはゼロとなっております。

次に、7ページをお願いいたします。

(3)で経営目標と実績値の比較でございます。

表の右から3つ目が目標値でございます。その右から2つ目が実績値でございます。中期経営計画で定めた経営目標と比較しますと、作業療法件数については目標を達成しておりますが、入院患者数、外来患者数、デイケア件数については前年度を上回っておりますが、目標を下回る結果となっております。

(4)で、収益増に向けた今後の取り組みでございますが、これまで現業職員の非常勤職員への振りかえ等によりまして、人件費の削減やあるいは委託の見直し等によりまして、経費節減に取り組んでまいりましたが、医療の質や安全は確保する必要がございますので、今後はさらなる収益増に向け、患者数の増加に努めるとともに、診療報酬算定項目をふやすなどの取り組みを進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○吉永和世委員長 以上で病院局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。病院事業に関しては、さまざまな環境の中で御努力をされている点は、ふだんから十分理解をさせていただいているところでございます。

その上であえて質問をさせていただくんですけど、5ページの決算額の今御報告があったんですが、入院、外来、その他医業収益を合わせたいわゆる医業収益で8億800万。先ほど監査委員からも説明がありました一般会計の負担は7億7,200万。特に、個人的に気

になるのが給与費、10億を超えているんですけど、これはどうなんでしょうか。他県の例といいますか、何か特に特徴というか、そういうのはあるんでしょうか。

医業収益が8億の中で給与が10億なんですよ。ね。断定的なものもしあれば、御説明いただきたいと思います。

○清原総務経営課長 総務経営課でございます。

御指摘のように、医業費用の中で給与費が非常に大きなウエートを占めております。これにつきましては、特に看護師につきましては、准看護師ではなくて正看護師が、職員としては全部正看護師でございますし、それから経験年数も長い職員が多くございます。先ほど御説明しましたように、県立病院として処遇が難しい患者さんへの対応等を行うためには、やはり正看護師でベテラン職員が必要ということもございまして、どうしても給与費のほうは多くなっているのが現状でございます。

○前田憲秀委員 わかりました。ここのに関してはいわゆる経営計画にのっとって、しっかり努力をしていただくというふうをお願いするしかないかなと思います。

あと1点ですね、決算書の中で病床稼働率——利用率とっていいんですか、80.1%となっていたと思うんですけど、これは精神科の病床としては少ないんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺はどうですか。

○清原総務経営課長 精神科の民間病院は90%ぐらいだったかと記憶しておりますけども、それに比べますと御指摘のように少なくなっております。これにつきましても、民間病院からの対応が困難な患者の受け入れ等も必要になってまいりますので、なかなかベッドを満床にするとかいうことも難しい状況に

ございますので、病床稼働率としては現在のような状況になっているところでございます。

○前田憲秀委員 精神の病床はたしか150ですかね、そのうち2割があいていとなれば、月で30床あいていることになるわけですよ。それが年間になるとどれぐらいの計算になるかはここではあれなんですけど、そこら辺はしっかり経営努力の成果が見られるような形でやっていただきたいなと思います。

先ほど児童・思春期医療の取り組みでということで紹介がしやすくなるように、これから恐らくなってくるんじゃないかと思うんですけど、一番気になるのはこころの医療センターというのは、紹介率がやっぱり大事じゃないかなと思うんですけど、その病診連携といいますか、そこら辺は着々と充実というか、ふえてきているんですか。

○河野病院事業管理者 病床稼働率につきましては、もう一つは入院患者さんの平均日数というのが、うちはもともと理念として、短期治療型というのを当初から目指しております、それでも140日とか150日ぐらいの日数が平均でございます。民間で平均しますと相当まだ長く、平均の入院患者数が多いので、その辺も入れかわりが激しいと、稼働率にも影響してくるんじゃないかと分析しております。

そういう中で、今指摘のあったように、紹介して受け入れるというようになれば数字でもあらわしておりますけども、こういったものは、前からそういうセーフティーネット機能については、県内のいろんな病院からも評価もいただいておりますし、そういう形で、今も数字的にはある程度の高い数字を有しているということで認識しております。

○前田憲秀委員 民間ではなかなかできな

い、対応できない、そこも十分理解もします。入院日数も少なくというのも私も賛成でございます。だからこそ、その上で稼働率というのはしっかり意識をして考えないといけない部分も、経営としてはあるのかなという気がいたしますので、そこは一つの目標として、90%までとは言いませんけど、85なり86なりというぐらいまでは、一つの目標値としてぜひ持っていただきたいなという思いがございます。

重々、最初にも申しましたように、民間でできないいろんな受け入れ、そういった部分は、ものすごく心してやられている部分もあられると思うので、その上でここの部分は民間の病院に発信できるとか、他県に発信できるというような取り組みも、ぜひスタッフの中で検討をしていただけるような環境になっていただきたいなというふうに、要望をさせていただきます。

○吉永和世委員長 要望。ほかにありませんか。

○山本伸裕委員 近ごろは、精神障害とか人格障害とか薬物とか、そういったものが原因となって犯罪を犯すようなことが非常に社会問題となっている中で、そういう点では、精神医療のセーフティーネット機能の役割を果たしていくというようなところでの病院の役割というのは、非常に大きいものがあるかなというふうに思うんですよね。

それで、いろいろ条件が厳しい中で、一般会計からの繰り入れはありながらも、純利益を上げているというのは、私は善戦健闘と言えるんじゃないかと思うんですが、もっと犯罪の抑止とか、再犯の防止とかいうような点では、県民の安全を守るというような点で、全県民的な存在意義があるんじゃないかなと、役割があるんじゃないかなというふうに思うんです。

そういう点での何というか、県民に対してのアピールというか、そういったものについては積極的にやった方がいいんじゃないかなと思うんですけど、それはどうでしょうか。

○河野病院事業管理者 おっしゃるとおり、精神科の医療の中身につきまして、通常の病院としてのPRというのはできているんですけども、その中の特色とか新たな取り組みというのは、正直まだまだ十分な認識をいただいているとは思っておりません。

この辺につきましては、なかなかPRするツールというか、いろんなところはまだ検討には正直至っておりませんですけども、おっしゃるとおり新しい取り組みを含めまして、当然児童・思春期の話を今中心にやっていますけど、セーフティーネット機能というのは、今後うちの病院の大きな基盤として維持していくわけですから、合わせた形でうちの病院の全体のPRを今後検討していきたいと思っております。

○山本伸裕委員 ぜひ引き続き、精神医療、福祉の拡充の拠点となるように頑張っていたきたいと思いますし、その上でやっぱりなかなか病院の経営というものになると、国の制度の縛りもありますので厳しい側面もあるかと思うんです。そういう点では、精神医療報酬の引き上げであるとか、あるいは人員配置基準の引き上げであるとか、精神科医療体制の充実を図っていけるような、国に対しての制度改善も同時に働きかけていく必要があるんじゃないかと思っておりますし、同時に県としても、医療センターの貴重な役割をしっかりと位置づけて取り組みを応援していくとか、そういったことが大事ではないかなというふうに思っております。これも要望ですけど。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

○藤川隆夫委員 確認なんですけど、先ほど病床稼働率の話もありましたし、まだ現在休床中のベッドも50ベッドあるかと思えますけど、このベッドの利用としては、29年から始まる児童・思春期対応のベッドというふうに考えていいのか、それともまた違う用途で使うつもりがあるのか教えてください。

○清原総務経営課長 今休床中の50床につきましては、もともと老人治療病棟でございましたが、そこにつきましては今委員からお話がありましたような児童・思春期の今後の施設の一部でありますとか、あるいは先ほど在宅——地域生活支援も充実していく必要があると思っておりますので、そちらでの活用など今後検討してまいりたいと思っております。

○藤川隆夫委員 話はわかりました。ただ、今地域医療構想が動き出しております。現在、精神科のベッド入っていませんけど、これがどうなってくるかちょっとわからない部分があります。国がどういう形で、精神科の病棟今県下8,900床ありますけど、これはどうしていくかちょっと見えていない部分がありますので、これの削減の話が出てくる可能性があるとは私は考えています。そうであれば、できるだけ早目に先ほど言った方針を決めて、今残っているベッドはどういうふうに使おうんだよということで決めて動き出さないと、休床だからということで召し上げられる可能性もあるのかなとちょっと心配していますので、その付近は早目に計画をつくって対応してもらえればと思います。

○吉永和世委員長 要望ですか。

ほかにありませんか。せつかくお見えですけど、院長のほうから何かありますか。

○濱元病院長 院長をしております濱元といいます。どうもきょうはありがとうございます。非常に今後のことを考えていただいて、ちょっとぐさっと来るような鋭いところもあります。

休床の件に関しては、人員の配置とか考えますと、県の繰入金金を減らしながらなおかつ人を雇う、先ほどありましたように、人件費の問題とか、県自体、システム自体が持っている問題もあると思いますので……。

ただ、きょうお伺いしましたように、病院としてのやっていることをもう少しアピールをしていくとか、方針をきちんと立てていくということは、今後ぜひ意見をお伺いしながらやっていきたいと思っておりますので……。

ここは何にしても、ただ病院が一番困っているのは、やはりいろんな事件がありまして、指定医の新しい審査がやっとこの前、9月からまた再開と、1年ぐらい指定医が新しく出ておりません。今の精神科の病院は指定医がいなくて仕事ができないところがありますので、そういう点では人員というところで一層努力をしていきたいと思っております。

○吉永和世委員長 ほかにありませんですか。

なければ、これで病院局の審査を終了します。

昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後1時1分開議

○吉永和世委員長 委員会を再開します。

午後は、教育委員会と人事委員会事務局の審査を行います。

それではまず、教育委員会の審査を行います。

執行部の説明を求めた後に、質疑を受けたいと思います。なお、執行部からの説明は、

効率よく進めるために着座のままで簡潔にお願いいたします。

それでは、教育長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いします。

田崎教育長。

○田崎教育長 お世話になります。座って説明のほうはさせていただきたいと思っております。

平成26年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、教育委員会関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

決算特別委員長報告第4の1「未収金の解消については、未収金対策連絡会議における徴収ノウハウの共有化や各課独自の工夫等により着実な改善が図られつつあるが、歳入の確保及び公平性の観点から、さらに徹底した徴収に努めること。」について御説明いたします。

未収金の解消のうち、まず育英資金貸付金につきましては、毎月の滞納発生後、直ちに本人、連帯保証人、保証人に対して催告を実施し、滞納の早期解消に努めています。

また、所在が不明な滞納者の所在の把握や生活困窮の申し出があった者の事実確認を行うなど、債権管理の徹底に努めております。

長期滞納者や非協力的な者に対しましては、法的措置として支払い督促申し立てを行い、支払い督促後納入がない者については、強制執行申し立てにより給与の差し押さえを実行するなど、未収金の回収に取り組んでおります。

次に、定時制通信制修学奨励資金の未収金につきましては、債務者の状況を踏まえ、各事案ごとに対応方針を定めて未収金回収に取り組み、育英資金に準じた法的措置により、一部の債務者については返還が完了するなど、一定の効果があらわれているところであります。

また、債務者所在不明の事案等では、所在を突きとめ、債務承認等により時効を中断するなど、適切な債権管理に努めております。

次に、スクールカウンセラー報酬等返還金の未収金につきましては、債務者に計画的な分納を指導し、現在、計画に従い、確実に返還されているところです。

最後に、地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金の未収金につきましては、関係市町村教育委員会等を通じまして、未納者への催告強化や分納誓約書の徴取及び分納指導等の働きかけを行っております。

また、未収金特別対策として、関係市町村の担当者と共同して未納者に対する個別訪問を実施し、生活状況等を把握した上で、状況に応じた返還指導等を行い、未収金の回収に取り組んでおります。

次に、報告第4の13「市町村等への貸し付け備品については、状況の把握に努め、不用決定や譲与等、必要に応じて適正な処理を行うこと。」について御説明いたします。

市町村等への貸し付け備品は、主にくまもと未来国体の際購入し、市町村に貸し付けているものですが、貸し付けている全ての備品の現物確認を行い、状況に応じて不用決定や譲与の手続きを進めております。また、今後も、現物確認を行うなど、適切な管理に努めてまいります。

次に、報告第4の14「県立学校の施設整備事業等の繰り越しについて、その理由が「工事施工時期の調整に不測の日数を要した」となっているものが多数あるが、工事の計画段階でのより綿密な事前調整などにより、できる限り工期内の竣工ができるよう努めること。」について御説明いたします。

平成26年度繰越額は6億6,798万1,000円であり、前年度より9億4,958万5,000円減となっております。予算の効率的執行及び事業効果の早期発現の観点から、計画的な発注に取り組み、繰越額を減少させることが必要と考

えているところです。

各学校と発注前に十分な連絡調整を行い、計画的な執行体制を確保し、早期発注に努め、不測の事態にも対応できるよう取り組んでおります。また、小規模工事については、地域ごとにまとめて発注することで、効率的な発注を行っております。

次に、平成26年度熊本県一般会計及び特別会計の歳入歳出決算のうち、教育委員会関係の概要につきまして御説明いたします。

お手元の決算特別委員会資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成26年度歳入歳出決算総括表をごらんください。

歳入は、一般会計、特別会計を合わせた予算現額351億4,648万8,000円に対しまして、調定額364億1,448万4,000円、収入済み額362億5,571万8,000円、収入未済額1億5,876万6,000円、収入率99.6%となっております。

歳出は、一般会計、特別会計を合わせた予算現額1,588億5,092万6,000円に対しまして、支出済み額1,564億5,158万4,000円、翌年度繰越額6億9,016万5,000円、不用額17億917万7,000円、執行率98.5%となっております。

繰越事業は、主な内容といたしまして、校舎新・増改築事業、県立高等学校施設整備事業、特別支援学校施設整備事業等となっております。年度内に整備をすることが困難であったため、繰り越したものでございます。

以上が教育委員会関係の平成26年度の決算概要でございます。

なお、詳細につきましては各課長から説明させていただきますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

○吉永和世委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○田村教育政策課長 教育政策課田村でござ

います。着座にて御説明いたします。

まず、定期監査におきます指摘事項について御説明申し上げます。

「平成25年度熊本県教育広報誌「ぼとん・ぱす」制作業務に係る委託料の支払いがおくれ、平成26年5月に遅延利息(800円)を支払っている。支払い手続においては、組織的なチェック体制の強化を図り、支払い漏れの防止に努めること。」との指摘がございました。

教育政策課におきましては、この教育広報誌の制作委託料支払いにつきまして、平成26年3月25日付で委託業者から提出された請求書を、事業担当者が経理担当者へ処理依頼するのを失念していたため、支払いが5月7日となり、13日間分の遅延利息800円の支払いが生じました。

このため、その後は、再発防止策といたしまして、事業完了後の支払い状況チェックを毎月実施しますとともに、職員への注意喚起に努め、課内職員向けの経理事務に関する研修会も定期的の実施するなど、今後このような事態を生じさせないよう、適正な経理処理に努めるよう努めておるところでございます。

次に、決算資料に基づきます説明資料の2ページをお願いいたします。

使用料及び手数料でございますが、教育センターにおきます行政財産使用料でございます。

次に、財産収入でございますが、財産運用収入の主なものといたしましては、教職員住宅の家屋貸付料でございます。

次に、財産売り払い収入の主なものといたしましては、用途を廃止しました教職員住宅の土地の売却に伴う売り払い収入でございます。

なお、財産の処分につきましては、後ほど附属資料において御説明申し上げます。

次に、3ページをお願いいたします。

諸収入でございますが、主なものとしましては、教育委員会ホームページ等へのバナー広告料でございます。

なお、歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

説明資料の4ページをお願いいたします。

教育委員会費でございますが、教育委員への報酬、教育委員会運営費でございます。

次に、事務局費でございますが、課及び教育事務所の運営費、熊本県教育情報化推進事業、県立学校校務情報化推進事業等に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、経費節減に伴う執行残及び入札に伴う執行残でございます。

次に、教職員人事費でございますが、教職員住宅に係る経費及び教職員福利厚生事業等でございます。

不用額の主な内容は、用途を廃止しました教職員住宅解体の入札に伴う執行残及び教職員住宅修繕の入札に伴う執行残でございます。

次に、5ページをお願いいたします。

教育センター費でございますが、教育センターの運営費、教職員研修等に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、経費節減に伴う執行残でございます。

次に、恩給及び退職年金費でございますが、共済制度発足前の退職者やその遺族に対する恩給、扶助料でございます。

不用額は、受給者の年度途中の死亡が見込みを上回ったことによる執行残でございます。

次に、附属資料について御説明を申し上げます。

附属資料の12ページをお願いいたします。

県有財産処分でございますが、既に廃止し、建物も解体済みである八代工業高等学校教職員住宅の土地の一部を、元地権者である

隣接地権者へ通路として売却したものでございます。なお、売却に伴う収入金額は、収入済みでございます。

教育政策課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○國武学校人事課長 学校人事課長の國武でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

次に、歳入について御説明をいたします。

説明資料の6ページをお願いいたします。

まず、使用料及び手数料でございますが、主なものとしましては、県立学校授業料や県立学校入学金でございます。

このうち、県立学校授業料につきましては、平成26年度入学生から、これまでの授業料無償制度から就学支援金制度に変更になったことによる新1年生、現2年生の分の授業料収入でございます。

次に、7ページの国庫支出金でございますが、主なものとしましては、公立高校授業料無償制度に伴う公立高等学校授業料不徴収負担金、就学支援金制度に伴う高等学校等就学支援負担金及び義務教育学校教職員の給与に係る義務教育学校職員費負担金でございます。

このうち、高等学校等就学支援負担金につきましては、就学支援金制度の導入による国庫負担金収入でございます。これは、保護者等の収入に照らして、経済的負担を軽減する必要があると認められた生徒に対しまして、国が授業料と同額の就学支援金を県を通じて支給するものですが、県は、この交付金を、先ほど御説明しました授業料収入に直接充てることで、生徒は授業料を納付する必要がなくなるものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

財産収入でございますが、主なものとしましては、特別支援学校での作業実習に係る実

習生産物売り払い収入でございます。

次に、諸収入でございますが、主なものとしましては、県立学校に設置している売店の電気料等に係る雑入でございます。

なお、歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、9ページをお願いいたします。

歳出について、主なものを御説明いたします。

まず、教育総務費の事務局費、教職員人事費でございますが、予算額のほとんどが人件費であり、多くが退職手当でございます。

不用額につきましては、自己都合等の退職者が見込みより少なかったことによる退職手当等の執行残でございます。

次に、このページの最終行の小学校費の教職員費、1ページおめくりいただきまして10ページ2行目の中学校費の教職員費及び5行目の高等学校費の高等学校総務費でございますが、これらの不用額も、いずれもそのほとんどが教職員給与費、人件費の執行残でございます。

教職員給与費につきましては、毎年度、12月1日現在の現員数で所要額を見込み、2月補正をお願いしておりますが、その後の休職や育児休業等の変更に伴いまして執行残が発生したものでございます。

今後とも、人件費の予算計上に当たりましては、できるだけ執行残が少なくなるよう努力してまいります。

次に、高等学校費の全日制高等学校管理費、11ページの定時制高等学校管理費の通信教育費でございますが、これは、高等学校の光熱水費や事務経費等、学校の管理、運営に係る経費でございます。

不用額は、各学校において、光熱水費や事務経費の節減に努めたことによる執行残でございます。

最後に、特別支援学校費でございますが、これは特別支援学校に係る教職員の人件費及

び学校の管理運営費等でございます。

不用額につきましては、教職員の人件費の執行残と管理運営費の経費節減による執行残でございます。理由につきましては、先ほど御説明した高等学校の人件費及び管理運営費と同様でございます。

学校人事課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○河村社会教育課長 社会教育課長の河村でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

次に、歳入について御説明いたします。

説明資料の12ページをお願いいたします。

使用料及び手数料でございますが、主なものとしては、県立図書館の売店等設置に伴う行政財産使用料でございます。

次に、国庫支出金でございますが、主なものとしては、放課後子ども教室の実施に係る放課後子ども教室推進事業費補助でございます。

次に、13ページをお願いいたします。

中段以降の財産収入及び諸収入でございますが、主なものとしては、熊本県青年会館敷地に係る土地貸付料でございます。

なお、歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

14ページをお願いいたします。

社会教育総務費でございますが、主なものとしては、社会教育及び生涯学習の振興に関する事業、青少年教育施設の管理、運営及び耐震改修等事業に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、放課後子ども教室推進事業や学校・家庭・地域連携推進事業、青少年教育施設耐震改修等事業などにおける経費節減に伴う執行残でございます。

次に、図書館費でございますが、熊本県立図書館の管理、運営及び熊本県立図書館・熊

本近代文学館機能拡充事業に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、熊本県立図書館・熊本近代文学館機能拡充事業における経費節減及び入札に伴う執行残でございます。

社会教育課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○手島文化課長 文化課長の手島でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

歳入について、主なものを御説明いたします。

説明資料の15ページをお願いいたします。

使用料及び手数料のうち主なものは、装飾古墳館観覧料及び美術館観覧料でございます。

16ページの国庫支出金のうち主なものは、埋蔵文化財の予備調査に要する経費等への国庫補助金でございます遺跡発掘調査費補助でございます。

また、18ページの諸収入のうち主なものは、国などからの発掘調査の受託に伴う発掘調査受託事業収入でございます。

なお、歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出について、主なものを御説明いたします。

20ページをお願いいたします。

まず、文化費のうち主なものは、国からの受託事業でございます埋蔵文化財発掘調査事業や国、県指定文化財の保存整備に補助金を交付いたします文化財保存事業、そして、鞠智城整備事業、文化課職員の人件費でございます。

文化費の不用額のうち主なものは、入札残と経費節減に伴う執行残でございます。

次に、美術館費のうち主なものは、展覧会事業費、細川コレクション永青文庫推進事

業、美術館職員の人件費でございます。

美術館費の不用額のうち主なものは、入札残と経費節減に伴う執行残でございます。

文化課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○西川施設課長 施設課長の西川でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

歳入につきまして御説明申し上げます。

21ページをお願いします。

使用料及び手数料でございますが、主なものといたしましては、行政財産の目的外使用許可の収入でございます。

国庫支出金でございますが、主なものといたしましては、かがやきの森支援学校新築事業の特別支援学校施設整備などに係る補助でございます。

22ページをお願いします。

財産収入でございますが、主なものといたしましては、財産運用収入といたしまして、校長宿舎の家屋貸付料などの収入でございます。

諸収入でございますが、主なものといたしましては、県立学校施設整備事業の工事施工における履行期限遅滞に伴う損害金でございます。

繰越金でございますが、前年度明許繰り越し分でございます。

以上、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、歳出について、主なものを御説明申し上げます。

23ページをお願いします。

教育費でございますが、教育総務費のうち事務局費は、市町村立学校の施設整備に係ります市町村への指導、調査に要した経費でございます。

次に、高等学校費でございますが、全日制

高等学校管理費は、県立学校の校舎管理に要した経費でございます。

24ページをお願いします。

学校建設費でございますが、翔陽高校ほか54校の高等学校施設整備事業に要した経費でございます。

不用額を生じた主な理由でございますが、高等学校施設整備事業における入札等に伴う執行残でございます。

なお、翌年度繰越額につきましては、後ほど、特別支援学校費分とあわせまして、附属資料において御説明申し上げます。

特別支援学校費でございますが、熊本かがやきの森支援学校ほか16校の施設整備、改築事業などに要した経費でございます。

不用額を生じた主な理由は、入札等に伴う執行残でございます。

次に、附属資料について御説明いたします。

1ページをお願いします。

繰越事業調べでございます。

校舎新・増改築事業につきましては、熊本工業高校ほか2校の事業を繰り越すことになったものでございます。

次に、県立高等学校施設整備事業でございますが、熊本高校ほか50校の事業を繰り越しております。

1ページから3ページにかけまして、その内訳を記載しております。3ページの中ほどをお願いします。

特別支援学校施設整備事業でございますが、菊池支援学校ほか11校の事業を繰り越しております。

繰り越し理由の主なものといたしましては、学校行事や授業などにより工事施工期間の調整が必要となったため、また、工法の選択に当たり、不測の日数を要したことなどで適正な工期が確保できず、年度内の執行が困難となり、繰り越したものでございます。

施設課は以上でございます。御審議のほど

よろしくお願いたします。

○越猪高校教育課長 高校教育課長の越猪でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

次に、説明資料25ページから36ページの一般会計、熊本県立高等学校実習資金特別会計及び熊本県育英資金等貸与特別会計について、順に御説明いたします。

まず、25ページから27ページまでの一般会計の歳入について御説明いたします。

25ページから26ページまでの使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、繰入金につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

26ページ、最下段の諸収入でございますが、定時制通信制修学奨励資金貸付金回収金の収入未済額につきましては、同修学奨励資金の返還金でございます。これは、貸与制の中途退学に伴う貸与金の返還金でございます。77万7,000円が収入未済となっております。

この未収金につきましては、法的措置として支払い督促申し立てを行うなど、未収金解消に努めているところでございます。詳細につきましては、後ほど説明させていただきます。

次に、28ページから30ページまでの一般会計の歳出について御説明いたします。

28ページの教育総務費のうち事務局費につきましては、県立高等学校教育整備推進事業費等でございます。不用額は、経費節減に伴う執行残でございます。

次の教育指導費は、高等学校英語指導助手費や県立学校の初任者研修、高校生キャリアサポート事業、スクールソーシャルワーカー配置事業等に要した経費でございます。不用額は、主に人件費等の執行残でございます。

29ページになりますが、中学校費の教育振

興費は、県立中学校入学者選抜に係る費用等でございます。

高等学校費のうち教育振興費は、高等学校産業教育設備整備費や奨学のための給付金事業等に要した経費でございます。不用額は、奨学のための給付金事業の給付対象者の見込み減に伴う執行残でございます。

学校建設費でございますが、県立高等学校再編統合に伴う施設整備に要した経費でございます。不用額は、入札等に伴う執行残でございます。

次に、30ページをお願いいたします。

2段目の諸支出金でございます。

県立高等学校実習資金特別会計繰出金は、同特別会計の水産高等学校費への繰出金でございます。不用額は、経費節減に伴う執行残でございます。

以上が一般会計に関する説明でございます。

続きまして、31ページをお願いします。

熊本県立高等学校実習資金特別会計でございます。

まず、歳入につきましては、31ページから32ページでございます。

使用料及び手数料、財産収入、繰入金、諸収入及び繰越金のいずれも、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、33ページをお願いいたします。

歳出でございますが、農業高等学校費は、農業高等学校における農産物、畜産、食品加工等の実験、実習と運営に要した経費でございます。不用額は、経費節減に伴う執行残でございます。

水産高等学校費は、水産高等学校における実習船による操業、水産物の食品加工等の生産的実験・実習と運営に要した経費でございます。不用額は、経費節減に伴う執行残でございます。

続いて、34ページからは、熊本県育英資金等貸与特別会計でございます。

まず、歳入につきましては、34ページから35ページでございます。

国庫支出金、財産収入、繰入金、繰越金については、不納欠損額及び収入未済額はございません。

34ページ、最下段の諸収入につきましては、育英資金貸付金の償還金でございます。償還元金、35ページの延滞利息等を合わせまして1億265万7,000円が収入未済となっております。

この未収金対策につきましては、法的措置として支払い督促申し立てを行うなど、未収金の回収に努めているところでございます。詳細につきましては、後ほど改めて説明をさせていただきます。

次に、36ページをお願いいたします。

歳出でございますが、育英資金等貸付金は、貸与者への貸付金や事務費でございます。不用額を生じた理由は、退学や辞退等により貸与者が見込みより少なくなったことによるものでございます。

次に、附属資料について御説明いたします。

附属資料の5ページをお願いいたします。

収入未済について御説明いたします。

1の平成26年度歳入決算の状況の備考欄に記載のとおり、定時制通信制修学奨励資金の返還金でございます。

収入未済額は、表の中ほどにありますように、87万7,000円となっております。収入未済額の過去3カ年の推移は2のとおりでございます。

過年度分につきましては、電話、文書による督促を実施し、着実に成果を出してきているところではございますが、現年度分につきましては、新規返還者の未収金が19万6,000円となっております。

債務者の内訳は、3の平成26年度収入未済額の状況のとおりでございます。

未収金対策の取り組みとしましては、継続

的に電話、文書、訪問による督促を行い、長期滞納者に対しては、育英資金に準じて法的措置を行いながら、未収金の解消に努めてまいります。

続いて、6ページをお願いいたします。

育英資金の収入未済額でございます。

1の平成26年度歳入決算の状況の左側、款項目節をごらんいただきたいと思います。収入未済額の内訳は、元金、延滞利息及び年度後返納になります。

年度後返納とは、退学等により資格がなくなった後に誤って貸与された者に係る収入未済額でございます。

中ほどに収入未済額の欄がございますが、上から順に、元金が7,445万1,000円、延滞利息が2,772万2,000円、年度後返納分が48万4,000円、合計で1億265万7,000円となっております。

また、2の収入未済額の過去3カ年の推移につきまして、平成26年度は、収入未済額が1億265万7,000円となり、前年度に比べ1,053万3,000円増加しております。

収入未済者の内訳は、3の平成26年度収入未済額の状況のとおりでございます。

元金、延滞利息の滞納が198人、年度後返納が6人と、合わせますと合計で204人となり、所在不明の15人については、関係市町村へ住所照会を行うなどして所在の確認に努めております。

7ページをお願いいたします。

平成26年度の未収金対策の取り組みをまとめております。

当課では、収入未済額の増大が育英資金制度の存続にもかかわる深刻な課題であることから、そこに記載してありますように、2の回収業務におきましては、早期催告の徹底により滞納の早期解消に努めたほか、電話及び訪問を通じて滞納者の状況確認や財産調査を行い、さらに、毎年10月から返還開始となる新規返還開始者への周知徹底を行うなど、未

収金回収に努めております。

次に、法的措置の取り組みでは、電話による催告を続けても応じない、おおむね3カ月以上の長期滞納者に対しては、法的措置を行うこととしておまして、平成26年度は、37件の支払い督促の申し立てを行い、1件の強制執行を行ったところです。

奨学金の返還意識の醸成では、奨学生に対して自覚を促すため、奨学金は後輩の奨学金の財源になるため、必ず返還することを周知するとともに、中学校と連携し、生徒自身が、奨学金を借りて高校で何を学び、卒業後どのように返還していくのかを具体的に考えさせるように依頼しているところでございます。

これらの取り組みの結果としまして、次のページに、平成16年度以降の調定額、未収金額等の推移を表とグラフにしております。

この表を見ていただきますと、平成26年度末の育英資金全体の収納率——表の右端の一番下になりますが、は、89.4%となり、前年度の89.1%よりも0.3ポイント改善いたしました。

また、そこには記載しておりませんが、現年度の元金収納率に限りますと、98.2%という高い数字を維持しておるところでございます。

このように収納率は改善いたしました、未収金額——表の真ん中の列でございますが、は、1億265万7,000円と、前年の9,212万4,000円に対し、1,053万3,000円増加しております。

この要因としましては、平成26年度の調定額が9億7,343万5,000円と、前年の8億5,088万9,000円と比べて約1億2,000万円増加し、これに伴い、収納率は改善したにもかかわらず未収金額が増加したこと、また、このことに加えて、過年度分の滞納につきましては、平成22年度から給与差し押さえ等に取り組んでまいりましたが、その結果、勤務先

不明者や生活保護受給者等の回収の困難な未納者がほとんどとなり、滞納者が固定化してきていることも、その要因の一つというふうに考えております。

今後とも引き続き、滞納発生後の速やかな督促を徹底するとともに、過年度滞納分につきましては、延滞の固定化を防ぐために、長期間未払いの者を対象に、動産差し押さえ等の強制執行を実施するなどして、未収金の解消につなげていきたいと考えております。

高校教育課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○浦川義務教育課長 義務教育課長の浦川でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

次に、資料37ページをお願いいたします。

一般会計の歳入に関して御説明させていただきます。

国庫支出金につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

また、国庫補助金のうち地域住民生活等緊急支援のための交付金2,218万4,000円につきましては、全額を平成27年度へ繰り越しております。このことにつきましては、後ほど附属資料において御説明いたします。

次に、諸収入の雑入でございますが、収入未済額373万7,000円は、県が平成12年に任用したスクールカウンセラー1名が、資格要件を満たしていなかったことが後日判明したため、任用当時にさかのぼってその任用を取り消し、支払った報酬等の返還を求めているものでございます。これにつきましては、後ほど附属資料において詳しく御説明いたします。

続きまして、資料38ページをお願いいたします。

一般会計の歳出に関して御説明させていただきます。

教育指導費でございますが、児童生徒の学力向上、いじめ・不登校対策、教員の研修などの事業に要した経費でございます。

不用額の主なものでございますが、非常勤職員の人件費及び旅費の執行残でございます。

次に、附属資料につきまして御説明いたします。

4ページをお願いいたします。

平成26年度繰越事業調べをお願いいたします。

英語教育改革推進事業でございますが、これは先ほど歳入に関する調べの際に申し上げました地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用する事業で、具体的には、本県独自の小学校用英語音声教材「I CAN DO IT ! Junior」を作成するものでございます。

繰り越しの理由は、平成26年度末に国から交付決定されましたため、平成27年度に繰り越して実施しているものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。

平成26年度収入未済に関する調べをお願いいたします。

収入未済につきましては、スクールカウンセラー報酬等返還金に係る分でございます。

収入未済額は、1の歳入決算の状況に記載のとおり、373万7,000円でございます。これについては、3の収入未済額の状況に記載のとおり、分割納付中となっております。

4の未収金対策に経緯を記載しておりますが、本件は、平成16年12月に返還が確定し、返還請求を行うも返還がなく、その後、債務者が平成18年1月に刑事事件で逮捕され、懲役2年の実刑判決により平成20年3月まで服役していたため、督促事務が一時中断しておりました。出所後、平成20年度から督促を再開しましたが、平成22年度までは債務者が無職、無収入となり、実母と同居し生活支援を受けている現状が続いたため、少額の返還に

とどまっておりました。平成23年度以降は、債務者が就業を開始したため、年度ごとに分納誓約書及び納入計画書の提出を求め、返還を求めた結果、納入計画に沿った返還がっております。

平成26年度につきましても、平成25年度末に面談を行い、分納誓約書及び平成26年度分の納入計画書の提出を求め、確実な返還を求めた結果、平成26年度は計37万3,000円の返還がなされました。

今年度も、現時点で、毎月納入計画どおりに返還がなされています。今後も引き続き、本人の就業状況等を見ながら、未収金の回収に努めてまいります。

義務教育課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○栗原特別支援教育課長 特別支援教育課長の栗原でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

続きまして、39ページと40ページをお願いいたします。

一般会計の歳入について御説明をいたします。

歳入につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

続きまして、40ページをお願いいたします。

国庫支出金でございますが、主なものとして、2段目の教育支援体制整備事業費補助は、特別支援学校への看護師配置に係る補助金でございます。

3段目の教育方法等改善研究委託でございますが、特別支援学校の専門性や機能を高めるための文部科学省の委託事業でございます。

次に、41ページをお願いいたします。

一般会計の歳出について御説明いたします。

まず、教育指導費でございますが、主なものとしては、特別支援教育充実事業やほほえみスクールライフ支援事業に要した経費でございます。

不用額は、ほほえみスクールライフ支援事業の新たな対象者増に備え計上しておりましたが、申請がなかったことによるものでございます。

次に、特別支援学校費でございますが、特別支援学校分教室等の運営や施設の改修等に要した経費でございます。

不用額は、熊本かがやきの森支援学校運営費の入札等に伴う執行残でございます。

特別支援教育課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○古澤人権同和教育課長 人権同和教育課長の古澤でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

次に、説明資料42ページをお願いいたします。

歳入について御説明いたします。

国庫支出金について、不納欠損額及び収入未済額はございません。

諸収入につきましては、地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金回収金でございまして、現年度分67万7,000円、過年度分5,024万4,000円、年度後返納分57万4,000円、合わせて5,149万4,000円が収入未済となっております。なお、不納欠損額はございません。

この未収金対策につきましては、催告とあわせて分割納付を指導するなど、関係市町村と連携して未収金の回収に努めているところでございます。詳細につきましては、後ほど御説明させていただきます。

次に、説明資料43ページをお願いいたします。

歳出について、主なものを御説明いたします。

教育指導費につきましては、課運営費及び各種人権教育研修事業費等に係る経費でございます。

次に、教育振興費につきましては、高等学校等進学奨励事業等に係る経費でございます。

次に、社会教育総務費でございますが、これは人権教育関係補助事業等に係る経費でございます。

次に、附属資料について説明いたします。

10ページをお願いいたします。

平成26年度収入未済に関する調べをお願いします。

1の平成26年度歳入決算の状況は、備考欄に記載のとおり、地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金回収金でございます。

収入未済額の過去3カ年の推移は、下段の2のとおりでございます。

収入未済額は、年々増加してまいりましたが、平成22年度から減少に転じております。

11ページをお願いいたします。

奨学資金の未納者は、奨学資金貸付金回収金分と年度後返納分を合わせますと221名であり、その内訳は、3の平成26年度収入未済額の状況のとおりでございます。

4の平成26年度の未収金対策につきましては、返還事務の実務を行っている関係市町村担当者の返還事務処理能力の向上を図るとともに、未納者に対して、年間を通じて電話や文書による催告、分納指導等を行っております。

また、未収金特別対策として、未収金のある市町村の担当者と共同で未納者に対する個別訪問を実施し、未納者の生活状況等を把握した上で、状況に応じた返還指導を行ったところでございます。県外在住者につきましても、個別訪問による直接交渉を行っております。

取り組みの成果としましては、収入未済額は5,149万4,000円となり、前年度末の5,796

万9,000円から647万5,000円の減となっております。

未納者数も、1人の重複を除き、220人となり、前年度より27人減少しております。

人権同和教育課は以上でございます。御審議のほうよろしく願います。

○平田体育保健課長 体育保健課でございます。

定期監査における指摘事項はございません。

次に、歳入について御説明いたします。

説明資料の44ページをお願いいたします。

まず、分担金及び負担金でございますが、主なものとしましては、熊本武道館管理運営費の熊本市分担金でございます。

次に、使用料及び手数料でございますが、主なものとしましては、体育施設に係る使用料収入でございます。平成23年度から、全6施設が利用料金制となっておりますので、収入として上がっておりますのは、行政財産の目的外使用許可に係る使用料のみでございます。

次に、45ページから46ページの国庫支出金でございますが、主なものとしましては、文部科学省の委託事業に係る歳入でございます。

次に、同じく46ページの諸収入でございますが、主なものとしましては、次の47ページ1行目でございます雑入に記載しております、日本スポーツ振興センター事業の災害共済給付金及び掛金でございます。

児童生徒の死亡等重大事故の発生がなく、日本スポーツ振興センター事業からの災害共済給付金の支払いが見込みより少なかったことから、予算現額に対しまして収入済み額が少なくなったものでございます。

歳入につきましては以上でございますが、不納欠損及び収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

48ページをお願いいたします。

まず、保健体育総務費でございますが、主なものとしましては、日本スポーツ振興センター事業や県立学校における健康診断などに係る経費でございます。

不用額につきましては、日本スポーツ振興センター事業の災害共済給付金の執行残などでございます。これは、さきに述べましたとおり、災害共済給付金の支払いが見込みより少なかったことによるものでございます。

次に、体育振興費でございますが、主なものとしましては、地域スポーツ人材の活用実践支援事業や国民体育大会、オリンピック選手育成事業などに係る経費でございます。

不用額につきましては、国民体育大会において、選手の派遣に伴う旅費や宿泊費等が予定よりも少なかったことによるものでございます。

次に、体育施設費でございますが、主なものとしましては、県民総合運動公園や県立総合体育館、熊本武道館など、県営体育施設の管理運営費、県立総合体育館改修整備事業、藤崎台県営野球場防球フェンス施設設置工事などでございます。

不用額につきましては、県立総合体育館改修工事や藤崎台県営野球場防球フェンス施設設置工事などの工事請負費の入札残などでございます。

体育保健課は以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

○吉永和世委員長 以上で教育委員会の説明が終わりました。

それでは、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。ありませんか。

○濱田大造委員 幾つかあるんですが、まず最初に、高校教育課にお尋ねです。

28ページの州立モンタナ大学高校生派遣事業って、これはずっと長年続いているかと思

うんですが、15名の生徒をモンタナ州に派遣ということで、ちょっと私も熊本に帰ってきて15年ぐらいたっているんですけども、これで何か非常によかったとか、そういう話も聞いたことないですしね。ちょっともう経済が——まあ、日本って恵まれた環境で、行政が高校生派遣までやる必要性というのがよくわからないんですけども、その辺教えてください。

○越猪高校教育課長 高校教育課でございます。

熊本県州立モンタナ大学高校生派遣事業でございますが、これにつきましては、世界チャレンジ基金を使わせていただいて実施をさせていただいているものでございます。

平成26年度につきましては、15名をモンタナ大学へ派遣しまして、語学研修、地元の人々との交流会ですとかを実施しているところでございます。

参加をしている生徒、また同行しております職員の評価でございますが、このモンタナ州立大学で集中的な語学研修を受けることによりまして、英語の実力が上がったということと、あと異文化に対する理解が深まったということで、この事業については、ぜひ継続をしていただきたいという要望もあつているところでございます。

以上でございます。

○濱田大造委員 ちょっと私も英語をしゃべる仕事場で働いていたことがありますので、ちょっと理解に苦しむんですよね。何のためにやっているのかというのは、行政が——ぜひ、僕は、大きく見直すべき事業の一つじゃないかと思っています。要望です。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

○藤川隆夫委員 ちょっとお尋ねなんですけ

れども、特別支援教育課のこのインクルーシブ教育システム構築事業費補助って、インクルーシブ自体はよくわかるんですけども、その後の教育システムって、どんなふうにつくり上げていこうと考えているのか、ちょっと中身がわからないので教えてください。

○栗原特別支援教育課長 今御質問がありましたインクルーシブ教育システムですが、まずインクルーシブ教育システムというのは、人の多様性をより尊重すること……。

○藤川隆夫委員 その付近はわかっとですよ。

○栗原特別支援教育課長 そういう障害のある子とない子供が、可能な限りともに学ぶという仕組みでございますが、このことを各学校においてどういう——障害のある子が、一緒にともに学ぶためには、どういう配慮ですとか、そういうさまざまな教育条件をどう整えたらいいかということと、それから、いわゆる通常の学級、小中学校の通常の学級における特別支援教育に加えまして、特別支援学校ですとか特別支援学級、それから通級による指導など、多様な学びの場を用意しておく必要があると考えますので、そういう多様な学びの場で障害のある子供たちが学べるようなシステムを構築していくということでございます。

○藤川隆夫委員 話はわかるんですけども、結局、障害者って、物すごく多様化しているじゃないですか。その子に応じた形のハンドメイドの対応をしなければいけないんですけど、それをどうやってシステム化しようと考えているのか、もう一つやっぱり話がよくわからない。

○栗原特別支援教育課長 説明が不十分で失

礼しました。

この事業は、まず、県立鹿本農業高校におきまして、合理的配慮協力員を1人配置して、高等学校の中でどのような合理的配慮を行いながら、今先生がおっしゃった、一人一人の子供のニーズに応じた教育を行っていくかということ、3年間をかけて研究するものでございます。

としがちょうど3年目になります。11月に、その研究成果を報告して、各学校においても、一人一人の特別な教育的ニーズに応じて、どのような指導、支援をしていくか、それから、個別の教育支援計画を活用した支援の充実を行っていくあり方について、研究をまとめる予定でございます。

○吉永和世委員長 ほかに。

○荒木章博委員 ちょっと3つぐらいお尋ねしたいと思っていますけれども、施設課のほうに、21から24ページに学校建設とか支援学校建設とかあるんですけれども、今世に言うくい打ちですよ。これについて、きちんとした、やっぱり熊本県でも幾つかくい打ちの中であっていると思うんですけれども、対象には入ってないですよ、県の事業については。

○西川施設課長 施設課でございます。

今委員のほうからお話ございましたとおり、きのう付でございますが、旭化成建材株式会社のほうから、過去10年間のくい工事の実績の公表がっております。その中で、県立学校、それから市町村立の公立学校も、施工実績はないということになっております。

ただ、施設課といたしましては、万全を期すために、今、旭化成建材のほうではないという公表内容でございますが、過去10年間さかのぼって、改めて確認をしているという状況でございます。

以上でございます。

○荒木章博委員 要するに、その旭何とか研ですか、のくい打ちだけの問題ではなくて、過去に藤崎台球場の、要するに崖崩れがあったんですよ。そのときは、100メートル先のボーリングをして、それで判断したのだから、その場所が壊れたんですよ。そういったことが県の事業の中でも起きているんですよ。

だから、基礎に対する施設課の考え方、もちろん営繕課との取り組みの中で、そういう学校施設とかスポーツ施設とか、両者で取り組んでいかれることですが、今後、やっぱりそういう何とか技研だけではなくて――過去に熊本県は失敗していることがあるんですよ、実際。数年前にも、藤崎台球場が崩れているものだから。何で崩れたのかと問い合わせた聞いて調べたら、100メートル先の地質を同じく使っているんですよ。

だから、あの地域というのは、非常に地質というのは――やっぱり距離感というのはちゃんと見きわめて、今後施設課あたりも対応していただきたい、これは要望しておきます。回答は要りません。

そういったことが、実際、熊本県でも起きているということなんですよ。だから、そういう大型のマンションとか学校とか、例えばかがやきの森とか、そういうところの問題だけではなくて、そこを使わなかったからいいんだということではなくて、熊本県も過去にそういうことがあっているということだけを、私は、この場でちょっと報告をしておこうかなというふうに思っています。

それで、あとは、まあ私も教育警察の委員会におりますから、あんまり、委員会で発言していますから、ダブってないところを少し行きたいと思っているんですけれども、39から40の特別支援教育課のほうにちょっとお尋ねしますけれども、その中で、重度障害の関

係で、今回、かがやきの森を建設したということなんですけれども、予算を計上されていたんですけれども、画図に残る支援学校、その状況あたりはどうなんですか。またそっちも改築しなくていいんですか。それとも、もうスペースは足りているんですか。かなり過密だというふうに聞いて、重度障害の人が施設から出ていったから、その空き教室を使って整備をするということで聞いておりますけれども、そこあたりをちょっとお尋ねしたいと思っています。

○栗原特別支援教育課長 今委員御指摘は、熊本支援学校の整備ということでよろしいでしょうか。

○荒木章博委員 はい、そうです。

○栗原特別支援教育課長 現在、熊本支援学校には、今御指摘があったとおり、かがやきの森支援学校の子供たちが新しい学校に移りましたので、児童生徒数が206人学んでおります。そして、かがやきの森の子供たちが新しい学校に出た後の工事につきまして、教室の改修等工事を現在行っているところでございます。

この工事も、今年度中に終了いたしまして、教室をふやしまして、知的障害の子供たちに合わせた教室に9教室ほどふやしまして、教室不足等の解消を図っているところでございます。

以上でございます。

○荒木章博委員 だから、それがスペース的に足りているのかということと、熊本市も今後計画はあるやに聞いていますけれども、そういったところ——私が聞いたのは、改修してやっているということは聞いていますので、それで足るのかということを知りたいですね。

○栗原特別支援教育課長 教室不足数が、26年度は、熊本支援学校、26教室足りないということで、今回の改修によりまして14教室増設することになりますので、10教室が依然として不足するという状況にあります。

その教室も、いわゆる普通の、一般のホームルームで使う教室以外の特別教室ですね、美術室とか図工室とか、そういうところが今足りないという状況でございますので、今後、この熊本支援学校の教室不足については、今後の児童生徒数の推移を見ながら、また考えていく必要があると考えております。

○荒木章博委員 10教室ぐらいが足りないということですね。毎年毎年、いろんな施策の中でやって、決算でも出ておりますけれども、そういったところもできるだけ解消できるように、長期的な、まあ短期的なでも計画を立てて、こういう問題も取り組んでいきたいと思っております。

もう1つ私は質問したのは、熊本市も建設するやに聞いていますので、そこの連携はどうですかと聞いたんですね。

○栗原特別支援教育課長 失礼しました。

熊本市のほうが、平成29年に、平成さくら学園という、熊本市の南区の流通団地あたりに高等部の学校を建設されます。

そのことにつきましては、私ども県教育委員会と熊本市の教育委員会と、3カ月に1回ぐらいの割合で、今年度からお互いの情報交換を含めた連絡会議を持っておるところでございます。

そういうふうにして、熊本市の教育委員会とも県教育委員会が連携しながら、特別支援学校で学びたいというお子さんの学びの場を確保していきたいと考えているところでございます。

○荒木章博委員 わかりました。熊本市と協議して、熊本市も建設、28年度ですかね。

○栗原特別支援教育課長 29年から開校です。

○荒木章博委員 29年度に開校できるように計画をするということですから、連携をとりながら今後取り組んでいただきたいと思いますようにお願いをしたいと思います。

それじゃもう1点、説明資料の28ページ、これは高校教育課、38ページの教育指導費、そして主な施策の150ページに、いじめ防止対策関連事業、28ページに高校教育課は予算が計上されておりました。そして、38ページには、不登校対策総合推進事業として取り組んでおられます。

毎年毎年この問題は出てくると思うんですけども、熊本県のいじめや不登校に対する取り組みというのは、非常に過去に自殺者が出たり、残念ながらそういう事件が起きて、教育長初め高校教育課、義務教育課も含めて、かなり悩まれたというふうに思うんですよ。

そういった中で、こういう取り組みをされて、本県のいじめの対策はどういう状況になっているのかですね。この予算化された効果ですよ。効果について、両課に、高校教育課、義務教育課、お尋ねしたいと思います。

○浦川義務教育課長 義務教育課でございます。

義務教育課におきましては、いじめ対策といたしまして、まずは学校が総体として取り組むということがございますが、外部の専門家の活用というのを図っているところでございます。具体的には、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカー等の任用、これを年々拡充させていただいているところで、本当にありがたく思っております。

例えば、スクールカウンセラーにおきましては、全ての教育事務所、そして山鹿市の教育委員会、それから、平成26年度におきましては、58の中学校にスクールカウンセラーを配置させていただきました。

26年度の資料でございますけれども、スクールカウンセラーが、いじめに関しまして相談に応じた件数というのは、平成25年度の81件から、26年度が241件ということで、非常に相談件数もふえておりまして、それだけ子供たちに対する相談体制が充実してきているものというふうに考えております。

以上でございます。

○越猪高校教育課長 高校教育課でございます。

高校におきましては、平成26年度にスクールカウンセラーを51校配置していただきまして、スクールカウンセラーを中心に、さまざまな取り組みを行っているところでございます。

県立51校に各1名ずつ配置していただきましたので、生徒、保護者や教職員等への相談、助言等が、25年度に比べますと、非常にやりやすくなったということで、生徒の心の問題の改善ですとか、あと解決、また、高校では中退の問題もございますので、そういうものも含めて、有効に活用させていただいているところでございます。

ちなみに、26年度の相談件数につきましては2,184件ということで、このスクールカウンセラーの活用につきましては、学校にとって非常にありがたい、そういう制度だということ聞いております。

また、スクールソーシャルワーカーにつきまして、県内の拠点校に配置をしていただきまして、湧心館高校、鹿本商工、八代工業、26年度はその3校に配置をして活動していただいておりますけれども、ここで支援をしていただいた生徒数につきましては、それこ

そ229件ございまして、学校単独ではなかなか解決しづらい問題についても、スクールカウンセラーが積極的に入って行って、問題の解決等に取り組んでいるという状況でございます。

続きまして、いじめ防止対策関連事業ということでございますが、熊本県いじめ問題対策連絡協議会の開催ですとか、そこに6項目さまざまな取り組みを上げさせていただいておりますが、まずは学校の先生方が生徒にしっかり向き合って、いじめですとか、高校で言えば中退の問題ですとか、そういうものも含めまして幅広く考えていただく機会、そして、それをまた県教育委員会が支援する、また、県のほうでも、しっかり各協議会の委員さん方に課題を共有していただくということで、県を挙げて、このいじめ防止対策について、情報を共有化しながら進めているところでございます。

学校の生徒にとりましては、こういう環境が整ったということで、以前よりもかなり、悩みの相談ですとか問題行動等についての対応等につきましても、しっかりとした対応がしていただけるということでございます。

以上でございます。

○荒木章博委員 今、義務教育課、81から241と相談件数もふえた、高校のほうも、229にふえたということですね。予算化をした取り組みが功を奏しているということですが、本年度はどうですか、この配置の状況の中で。

○浦川義務教育課長 本年度につきましては、スクールカウンセラーは、中学校への配置を10校ふやしまして、68中学校に配置をさせていただいております。教育事務所、教育委員会は従来どおりということで、これだけ拡充をさせていただいております。

○越猪高校教育課長 高校教育課でございま

すが、スクールカウンセラーにつきましては、27年度は分校等にも配置していただきまして、全ての学校に配置をしていただけたということでございます。

それと、スクールソーシャルワーカーにつきましては、天草地区が26年度までは入っておりませんでしたので、27年度につきましては、天草地区に配置をしていただいているというところでございます。

以上でございます。

○荒木章博委員 こういう決算の中から、かなりスクールソーシャルワーカー初め取り組みというのは、非常に予算化の中で取り組んでいるということ、本年度もふやしていくということで、これは子供たちが、相談、また指導、いじめだけじゃなくて、不登校も含めて、あらゆる角度の、やっぱり教育行政の中で大切なことだと思いますね。そしてまた、アンガーマネジメントですか、体育保健課あたり、暴力に対しても厳しく対応していくと。

そしてまた、コミュニティースクールにおいては、熊本県は、文科省の施策だけではなくて、独自の熊本案を持って教育長みずから取り組んでいかれて、将来文科省の案に合わせていくと。人事の問題とか、いろいろ問題も少しありますので、そういったところも、また今度は山鹿でも研修をされると。もう終わったのかな。

○浦川義務教育課長 今委員がお尋ねの件は、山鹿市と玉名管内を合同でシンポジウムを開くものでございまして、11月24日に玉名市のほうで開催することになっております。

以上でございます。

○荒木章博委員 このコミュニティースクールも、やっぱり地域を挙げた学校との取り組み、そして地域を挙げたやっぱり地域との触

れ合いの中での子供たちの受け入れ、そういうことで大事なことで、今言いましたように、熊本型というのを全国に先駆けて、全国の文科省の機関誌にも熊本版を紹介してありましたので、引き続き教育長にも、過去の悲しい出来事があったことも、こういうところで少しずつ解消していける、まあ姿勢が私は評価できることではないかなというふうに思いますので、一応これはまた今後引き続き要望しておきます。

以上です。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

○濱田大造委員 文化課にお尋ねなんですけれども、永青コレクション、細川コレクションについてちょっとお尋ねなんです、公益財団法人の永青文庫所有の文化財を、県が預かったり、お借りしたりして調査、研究、もしくは修復までやっているということなんですけれども、お隣の鹿児島県の島津のお殿様は、たしかかなりの財産を鹿児島県に寄附して、それを鹿児島県が——まあ、自分のものになりましたからね。県民の税金を使って、お隣の鹿児島県は管理、運営していつていると。最大の違いは、細川さんの、まあ言ってみれば個人所有の財産を県がお借りして、いろいろ予算づけして、ここのところずっと調査、研究、修復までやっている。

こういった状態、ちょっと僕は理解しがたいところがあるなと思っているんですけども、いつまで一体続く予定なのかをお聞かせください。

○手島文化課長 文化課でございます。

今委員お尋ねの永青文庫の関係でございますけれども、実はこの部分につきましては、基金事業ということで、民間からお金をいただきまして、今委員がおっしゃっていただきました寄託された財産を修復、そういった形

につきましては、そちらのほうの基金事業ということで活用させていただいております。

せっかくそういった形で基金で直しましたものとか、それを今度は美術館のほうの展示ということで活用させていただいて、県民の皆様方に還元しているというふうな位置づけの事業でございます。

以上でございます。

○濱田大造委員 県の税金というのは、一切投入されてないと考えてよろしいですか。

○手島文化課長 今申し上げたのは、修理、寄託されたやつの調査、修理については、基金事業で行っているということでございまして、せっかくそういった形で展示しているものにつきまして、美術館に来ていただくPR、そういったところの経費については、県のほうの事業費を入れさせていただいているところでございます。

○濱田大造委員 修復とか、そうしたら、あと何年ぐらいかかるんですかね。熊大に調査してもらっているとか。

○手島文化課長 それになると調査になるかと思えますけれども、数万件の実は膨大な古文書がございまして、それを調査していくだけでもかなりの日数がかかるかなというふうに思います。

また、修復につきましても、寄託されたもの全てを修復するというのではなくて、基金のものにつきまして、優先順位をつけて、効果のあるもの、県民の皆さんに還元できるようなものを選びながら、修理、修復、調査を行っていきたいということでございます。

○濱田大造委員 最後に、こういった細川コレクションとの県の関係、何年前から始まって——基本、その財産の調査とかは、私の感

覚からしたら、永青文庫自体がやるべき事柄に属するんじゃないかなと思うんですけども、その辺もお聞かせください。

○手島文化課長 何年からということですが、平成20年4月に常設展示をするような形にしております。調査自体は、済みません、その前から始まっているかもしれませんが、ちょっと私のほうで今手元には持っておりませんのでお答えできませんが、少なくともそういった形の常設展示をしながらの活用は、平成20年から行わせていただいているところでございます。

○荒木章博委員 いや、濱田委員が言われたのは、要するに細川家に熊本県が払っているでしょう、500万か、年間。300万だったかな。そして、細川知事になったときに200万上げたのよ、細川さんが知事になって。それで、今、年間どのくらい払っているかと、1億超しているはずですよ。その点もあるんでしょう、濱田先生。それは言ってくださいよ、課長、手島さん。今、ちょっと私の質問に答えてくださいよ。

○手島文化課長 今のお話でございますけれども、現在、毎年850万円、これは、先ほどの永青文庫常設展示、また、それから2階のほうを改修したときに金額の見直しをさせていただいているところでございます。そういった形で活用させていただいているというところでございます。

○荒木章博委員 私が質問したのは違うんですよ。細川財団に、毎年幾ら熊本県は払っていて、そして、年間、今までに払ったお金は幾らかと言っているんですよ。

○手島文化課長 毎年850万円でございます、今までの累計でということでございます

が、済みません、今ちょっと手元にはございませんので、それはまた先生のほうにお答えしたいと思います。

○荒木章博委員 もう1億超しているんですよ。だから、年間850万は熊本県が払って、そして細川家の品物をぐるぐるぐるぐる回っていたんですよ。その中に、重要文化財とか、そういう一級品が熊本県に来ないから、やっぱりそういうことじゃ、お金を年間850万も払っている。これはだんだん上がっていったんですよ。だから、そういうところをきちんとやっぱり——その850万熊本県が払っているんだから、熊本県の財産に対して細川財団に払っている。修理代は修理代でまた別なんですよ。そうでしょう、違います。850万の中に修理代は入っていますか。

○手島文化課長 それは850万の中に入っておりません。修理代とは別でございます。

○荒木章博委員 850万の修理代は、そのうち何%ですか、大体。

○吉永和世委員長 入ってないと言ったでしょう。

○手島文化課長 入っていません。

○荒木章博委員 入ってないんでしょう。だから、そういうところを細川財団ときちんとしないと、だから、二流・三流品を熊本県に展示してもだめなんですよ、はっきり言うて。850万払っているんだから、もう1億超しているんだから。もう2億近いかもしれぬですよ。それは資金力なんだから、財団の。

だから、そのところ——もうそれ以上いろいろ言いませんけれども、資料を持ってきてないから言わないけれども、そういうきちんとしたやり方をやっぱりして、細川コレク

ションがいいものを県民に発信できるように、やっぱり今後やってください。

そして、あわせて、要するに広報とかに使いますよ、パンフレットとかポスターとか。その費用は年度年度に予算化しているんですから、はっきり言うて。850万とは別ですから。そして修理代ですから。だから、県民の財産を、今鹿児島の話も出ましたけれども、そういったところも含めて、今後やっぱりきちんと検討してほしいということです。

以上です。

○坂田孝志委員 これは施設課なんですかね、高等学校のエアコン、クーラー設備は、これはどうなっていますか。

○西川施設課長 施設課でございます。

空調設備でございますが、まず普通高校とそれと特別支援学校、これを分けて考える必要がございますが、特別支援学校については、体温調整とか、そういったのが十分できない方もいらっしゃいますので、これは県のほうで設置しております。

普通高校でございますが、普通高校については、常時職員が常駐するところ、そこについてはエアコンを設置しておりますが、それ以外のところについては、保護者会、PTA、そういったところで設置していただいているという状況でございます。

○坂田孝志委員 保護者会とか同窓会ですね。そういう方々の善意といいますか、厚意に委ねているという感じですよ。

○西川施設課長 おっしゃるとおりでございます。

○坂田孝志委員 あのですね、こんなことがあったかな。ある学校の、緑が少なくて、教育環境が非常に悪いと。やっぱり緑を植え

て、教育環境を大事にしていこうという中で、私もその同窓会に払いましたかな。そして、その敷地に緑を植えようとした。ところが、県からは、これは県の施設だ、県有物だ、こんなところに勝手に木とか何かを植えてもらっては困ると。同窓会の善意だ、今みたいに。厚意で学校の教育環境を守ろうとしたのに、できないと言った。じゃあ、できないんだったら、施設課で責任持ってやってくれと。4,000万か5,000万ぐらいのお金がかかったでしょう。

じゃあ、方針を今変えておられるんですか。同窓会がつくっているということで今おっしゃいましたですね。ということは、そういう同窓生の厚意によって学校の施設整備を整えると。以前の方針と今変えられて、そういう方々に委ねているということなんですかね。

○西川施設課長 今のお話は、学校の運営と、それから行政財産の目的外許可ということになります。

学校運営上支障があるかどうか、それと学校運営上必要かどうかで施設課で対応するものもございますし、運営上支障がないもので、学校運営上資するものについては、適切である場合は許可をしていると、そういうことでございます。

○坂田孝志委員 意味がようわからぬがな。

私は、やっぱりそういう同窓生の方々の善意があったとするならば、それは前向きに受けとめてやるべきであると思いますがね。思いますが、今耐震設備だとか設計なんかやっているでしょう、耐震で改修とかですね。やはり本来は、学校の施設だから、同窓会の善意に委ねるのもいいでしょうが、やっぱり年次計画を置いて、そういう施設整備を整えていく、これがやっぱり私は本来の姿じゃなからうかなと。

足りないところはお互いで補う点も必要でしょうが、そういうことをやっぱりやることが学校の教育環境を守ることに繋がることではないのかなど、このように思っておりますので。私もそんなことを聞いたからです。電気代とか運営費は県が出すと、設備は同窓生がみんな募ってする、やっぱりそういうのは考えるべきじゃないかなど、このように思いましたので、発言をさせていただいたところであります。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

○山本伸裕委員 38ページ、義務教育課の学力向上の取り組みについてお尋ねしたいんですが、これは施策成果の冊子の152ページにも掲載されておりますけれども、ゆうチャレンジの問題ですね。

これは、現場の先生にお話を聞いたら、相当このゆうチャレンジの取り組みのために労力を割かれていると。そして、どういった具体的な取り組みをやっているかという、過去問を繰り返しやらせよという話なんです。

果たしてそれで本当に子供たちの学力向上につながるのかということは、非常に私疑問なところなんですけれども、学力調査ということであれば、悉皆調査でなくて、抽出した調査でもいいんじゃないかと。よっぽど労力も時間もお金も節約できるんじゃないかというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○浦川義務教育課長 今御指摘の県学力調査でございますが、この調査は、熊本市以外は悉皆でやっております。そして、4月には、小学校の6年生と中学校の3年生を対象とした全国学力・学習状況調査がございます。

本県では、この2つの調査を、学力向上に向けて大きな一つの柱と位置づけまして、そして、その結果を分析しながら、そして次

の授業改善につなげるということで、これは全ての子供たちがそれを受けることによって、その授業改善が進むというふうに考えております。

過去問の話でございますが、それぞれの問題、非常に検討がなされた良問でございます。例えば、授業の終わりであったり、単元の終わりであったり、あるいは学年の終わりであったり、そういった節目節目で適切に活用していくことによって、学力の定着あるいは理解度あたりの測定ができるものというふうに考えております。

以上でございます。

○山本伸裕委員 私も、ゆうチャレンジ、県のホームページで見てからちょっと研究させてもらったんですけども、12月にゆうチャレンジの学力調査をやって、そして結果を分析して、1月、2月で課題を克服するということで、4月の全国の学力調査に向かって臨んでいくというようなことになっているわけですね。それで、言うなら、4月の学力調査のための対策に、相当な力を入れているというような雰囲気を感じるわけです。

本当に子供たちが、そういった過去問対策なんかの重点の取り組みで学力が身につくのかなど、私は本当に心配になるんですよ。特に、子供たちなんかは、やっぱり実際に自分たちのいろんな経験とか、感じたり、自分で判断したりとか、そういったことを通じて学んでいく力というか、生きていく力、自分の頭で判断する力というか、育てていくと思うんです。だから、学校の先生たちも、いろんな教材研究に力を入れて、子供たちがどういう学力を身につけていくかというのを、一生懸命考えて取り組んでおられると思うんです。

そういったところが、現場が過去問に物すごい労力をとられてしまって、教材研究にも時間がなかなか費やせないというようなこと

で、悲鳴が上がっているわけですね。これは、私は、本当子供たちの学力向上という点でも、深刻な問題になりやせぬかということ逆を心配しております。

○浦川義務教育課長 まず、全国学力・学習状況調査と県学力調査は、行っております教科も違っております。県学力調査の場合には、例えば英語であったり、中学校で言いますと理科とか社会とか、学年も、小学校の3年生から中学校の2年生まで実施ということで、全国学力・学習状況調査の、まあそれともつながってはまいりますけれども、全てがそれに向かってということではございません。

学力は、きちっと定着させていくというのは非常に重要なことですので、その学年で学んだことがきちっと身についているかどうかというのは、その学年の間に確認をして、そして、もし不十分であればきちっと進級する前に力をつけてやると、これは学校の非常に大きな責務というふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○山本伸裕委員 学校の先生方も、一生懸命やっぱり子供たちのことを考えて、教材研究なんかに力を入れておられるわけですから、そういった教材研究の時間なんかもしっかり確保できて、それが教育に生かしていただけるように、ぜひ配慮をお願いしたいと思っております。

それからもう1点、委員長よろしいでしょうか。

43ページ、同和教育の問題です。

平成26年度の人権教育推進の資料、熊本県人権教育・啓発基本計画によると、依然として同和問題を人権問題の重要な柱として捉えるというような認識が書かれておりますし、また、平成26年度の中学3年の社会科資料

「人権と共生社会」という資料では、人権問題という言葉の前に、部落問題を初めとするという言葉が必ずついているわけですね。

私は、今、やっぱり本当人権問題、人権侵害という問題では、いろんな社会的な問題が出てきているというふうに思うんですね。それは、犯罪被害者であったり、ヘイトスピーチであったり、民族、宗教であったり、ホームレスであったりですね。今日的な問題も含めて、いろんな人権侵害が出てきている。

ここで殊さらに、もう既に社会的な差別問題としての部落問題というのは、基本的に解決しているという国の認識のもとで、部落差別という言葉を一々つけていくということは、逆に、この人権問題、人権教育に対する、まあ誤った偏見といいますか、というものを植えつけかねないんじゃないかと、寝た子を起こすというようなことにもつながるんじゃないかというふうに心配しているわけです。

そういった点では、ちょっとこの人権教育についての認識を、やっぱり今の情勢にかみ合った形で進めていくべきじゃないかというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○古澤人権同和教育課長 人権同和教育課でございます。

本年は、同和対策審議会答申が出されまして、50年目の節目になっております。それを受けまして、平成8年に地対協意見具申が出されております。その中では、まだこの同和問題は解決をしていないと、同和問題を人権問題の重要な柱として引き続き取り組んでいくという意見具申が出されております。

それを受けまして、推進法が平成12年にできまして、それを受けまして県のほうで熊本県人権教育・啓発基本計画が策定されております。それに乗って教育のほうも、今進めているところでございます。

そういうことで、同和問題、まだ解決しておりませんので、そこは丁寧にやっていくということと、委員がおっしゃいましたとおり、近年は、そのほかにもさまざまな人権課題が、新たな人権課題が出てきております。それもきちんと丁寧に取り組んでいく、そういう認識でおります。

以上でございます。

○山本伸裕委員 なかなかこの問題は、ちょっと一致できないかなと思いますので、引き続きこれはまた別の機会にでもぜひ問題提起していきたいと思うんですけれども、やっぱり正しい人権感覚を身につける人権教育というようなことで、ぜひしっかり取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○吉永和世委員長 ほかに。

○濱田大造委員 14ページの社会教育課にお尋ねです。

地域の寺子屋推進事業というのに800万円ほど予算がついているんですけれども、ちょっといま内容がわからないので教えてください。

○河村社会教育課長 地域の寺子屋事業、熊本県独自で、予算としては単県、熊本県が全て費用を出している事業でございます。

地域の寺子屋という名のとおり、地域で、特に学校と地域が連携をして子供の学習を支えようという、総称、呼び名ということで、具体的な事業といたしましては、国が行っております学校支援地域本部事業というものであったり、放課後子ども教室、また、本年度から補習等を行っている地域未来塾という、まあいろいろな、さまざまな地域と学校が連携して行う事業を支えるということで、それをプランニングするというので、地域の寺

子屋事業の予算の中に、プランナーという方、これを3名配置するための報酬というのが1つございます。それが、プランナーの方がいろいろ地域と学校の教育の場のプランニングをする。

もう一つが、そこに出向く方なんです。もちろん、教員の方々はいらっしゃいますが、ボランティアということで、例えば学習ボランティアということで、大学生の方が夏休みに子供に教えに行くときのそのボランティアさんの旅費とか、また、体験授業ということで、地域のおじいちゃん、おばあちゃんが自然体験を学校で教えるときの旅費とかというふうなものを、そういったボランティアの方の旅費と、こういったプランナーのお金とボランティアの方のお金という2つの事業が入っておりまして、それで学校、家庭、地域が連携して教育活動等を行っていくと、それを支えるというような事業でございます。

○濱田大造委員 ほかに似たような内容の事業があるような感じがするんですけれども、全く異質のものと考えてよろしいでしょうか。

○河村社会教育課長 異質というか、おっしゃっているのは、先ほど申したような事業はあります。それをつなぐと言ったら変な話かもしれませんが、やはり市町村が受託をして行う中で、なかなかマンパワーとかノウハウとかがないというところで、ここは市町村が、先ほど申しました事業を行う際に、県としても、そこは広域的にとか、あとは専門的に県のノウハウがありますので、それをうまく、市町村が個別に行うものをうまく進める、さらに加速するような、そういった手助けとして地域の寺子屋というのを県として行っている事業でございます。

○濱田大造委員 了解です。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○吉永和世委員長 なければ、これで教育委員会の審査を終了します。

ここで、説明員の入れかえのため、14時45分まで休憩します。

午後2時41分休憩

午後2時45分開議

○吉永和世委員長 委員会を再開します。

これより人事委員会事務局の審査を行います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために着座のままで簡潔にお願いします。

それでは、人事委員会事務局長から、決算概要と資料の説明をお願いします。

宮尾人事委員会事務局長。

○宮尾人事委員会事務局長 人事委員会事務局でございます。どうぞよろしくお願いいたしますします。

委員会説明資料をお願いいたします。

1ページ目は総括表でございますので、2ページ目からお願いいたします。

歳入につきましては、2ページ、表の最上段、諸収入の収入済み額が217万8,000円で、不納欠損、収入未済はございません。

次に、3ページをお願いいたします。

歳出につきましては、表最上段、総務費の支出済み額1億7,592万8,000円で、翌年度への繰り越しはございません。

なお、不用額631万5,000円につきましては、主に職員採用試験の効率的な実施と市町村から受託しております公平審査事務の減による執行残でございます。

なお、定期監査における公表事項はございません。

よろしく御審議のほどお願いいたします。以上です。

○吉永和世委員長 以上で人事委員会事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○吉永和世委員長 なければ、これで人事委員会事務局の審査を終了します。

次の第7回委員会は、10月26日月曜日午後1時から、警察本部、各種委員会の審査を行うこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。御苦労さまでございました。

午後2時47分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長

